

さいたま地方裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号 更正処分取消請求事件
国側当事者・国(西川口税務署長)
平成24年12月12日棄却・確定

判 決

原告	甲
同訴訟代理人弁護士	山本 政道
被告	国
同代表者法務大臣	滝 実
処分行政庁	西川口税務署長 岡庭 宏行
被告指定代理人	宇波 なほ美
同	高橋 直樹
同	宮代 智雅
同	大河原 照男
同	佐々木 孝英
同	金子 文彦
同	多田 俊彦
同	丹羽 一浩
同	増尾 博史
同	角木 渉

主 文

- 1 原告の請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は、原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

別紙1 請求目録記載のとおり。

第2 事案の概要(以下、本件における各処分に関する略語は別紙2「本件における各処分に関する略語表」記載のとおりである。)

本件は、処分行政庁が、食堂及び不動産貸付業を営む原告に対して、本件青色取消処分、事業所得の金額を推計の方法により算定した本件所得税各更正処分、本件所得税重加算税各賦課決定処分、売上金額を推計の方法により算定した本件消費税等各決定処分及び本件消費税等各更正処分、本件消費税等無申告加算税各賦課決定処分、本件消費税等重加算税各賦課決定処分並びに本件消費税等過少申告加算税各賦課決定処分をしたところ、原告が、推計の必要性、合理性を争うなどして、本件課税処分(ただし、審査裁決による一部取消し並びに本件所得税減額更正処分、本件所得税重加算税変更決定、本件消費税等減額更正処分及び本件消費税等重加算税変更決定による一部更正及び

変更の後のもの)の取消しを求める事案である。

1 前提事実(証拠等を付さない事実は、当事者間に争いがない。)

(1) 原告

原告は、肩書地に居住し、A事務所(通称B。以下「B」という。)内の来場者向けの食堂(以下「本件店舗」という。)及び不動産貸付業を営む者である。

(2) 本件課税処分及び不服申立等の経緯

本件課税処分及び平成12年分の所得税及び平成14年課税期間の消費税等に係る処分並びに不服申立等の経緯は、以下のとおりであり、これらを表で纏めたものは、青色申告の承認に関しては別表1-1「課税の経緯(青色申告の承認)」、所得税の課税の経緯に関しては別表1-2「課税の経緯(所得税)」及び別表1-4「本件所得税減額更正処分及び本件所得税重加算税変更決定処分の経緯」、消費税等の課税の経緯に関しては別表1-3「課税の経緯(消費税等)」及び別表1-5「本件消費税等減額更正処分及び本件消費税等加算税変更決定処分の経緯」のとおりである。

ア 原告は、処分行政庁に対し、平成12年分及び本件各係争年分の所得税について青色の申告書により確定申告書を、本件各課税期間のうち平成17年課税期間及び平成18年課税期間の消費税等について、確定申告書をそれぞれ提出した。なお、原告は、平成14年課税期間並びに本件各課税期間のうち平成15年課税期間及び平成16年課税期間の消費税等について、確定申告書を提出しなかった。(乙1ないし9、弁論の全趣旨)

イ 処分行政庁は、平成19年10月4日から平成20年2月ころまでの間、原告についての所得税及び消費税についての調査(以下「本件調査」という。)を行った。

ウ(ア) 処分行政庁は、平成20年2月21日付けで、原告に対し、所得税法150条1項1号に基づき、本件青色取消処分をした。(乙10)

(イ) 処分行政庁は、原告の事業所得の金額を推計して、平成20年2月21日付けで、原告に対し、平成12年所得税各処分及び本件所得税各処分並びに平成13年分及び平成14年分の所得税に係る過少申告加算税の各賦課決定処分をした。(乙11ないし17)

(ウ) 処分行政庁は、平成20年2月21日付けで、原告に対し、平成14年消費税等各処分及び本件消費税等各処分をした。(乙18ないし22)

エ 原告は、上記ウの各処分を不服として、平成20年3月7日付けで処分行政庁に異議申立てを行ったが、処分行政庁は、同年6月6日付けで、異議申立てを棄却する異議決定をした。(乙23)

オ 原告は、前記エの異議決定を不服として、平成20年6月30日付けで、国税不服審判所長に審査請求を行ったが、同審判所長は、平成22年3月29日付けで、平成12年所得税各処分、平成14年消費税等各処分並びに平成13年分及び平成14年分の所得税に係る過少申告加算税の各賦課決定処分の全部並びに本件各課税処分の一部を取り消した上、その余の請求を棄却する裁決をした。(乙24)

カ 原告は、平成22年9月30日、本件訴えを提起した。

キ 処分行政庁は、平成23年8月22日付けで、原告に対し、別表1-4及び別表1-5のとおり、本件所得税減額更正処分、本件所得税重加算税変更決定、本件消費税等減額更正処分及び本件消費税等重加算税変更決定をした。(弁論の全趣旨)

2 争点

(1) 所得税に関する争点

- ア 本件青色取消処分の適法性（争点1の1）
- イ 本件所得税各更正処分の適法性
 - (ア) 本件所得税各更正処分における推計の必要性（争点1の2の1）
 - (イ) 本件所得税各更正処分における推計の合理性（争点1の2の2）
- ウ 本件所得税重加算税各賦課決定処分の適法性（争点1の3）

(2) 消費税に関する争点

- ア 本件消費税等各決定処分及び本件消費税等各更正処分の適法性（争点2の1）
- イ 本件消費税等無申告加算税各賦課決定処分の適法性（争点2の2）
- ウ 本件消費税等過少申告加算税賦課決定処分の適法性（争点2の3）
- エ 本件消費税等重加算税各賦課決定処分の適法性（争点2の4）

3 争点についての当事者の主張

(1) 争点1の1（本件青色取消処分の適法性）について

【被告の主張】

原告が本件調査の担当者に対して示した別紙3順号1ないし26記載のとおり帳簿書類のうち、平成12年分の現金式簡易帳簿と題する帳簿（順号12。以下「平成12年分簡易帳簿」という。乙30）は、現金残高が各ページの最終行に記載されているのみであって、日々の残高の記載がない上、営業日についての売上が記載されておらず、営業日、売上げ、給与支払金額等について、平成12年分の給料明細と題する帳簿（順号14。以下「平成12年分給与帳」という。乙32）との間に齟齬があり、「現金取引の年月日、事由、出納先及び金額並びに日々の残高」が「整然と、かつ、明りょうに」（「所得税法施行規則第56条第1項ただし書、第58条第1項及び第61条1項の規定に基づき、これらの規定に規定する記録の方法及び記載事項、取引に関する事項並びに科目を定める件」〔昭和42年大蔵省〔現財務省〕告示第112号〕。以下「本件大蔵省告示」という。）記載されているものであるとはいえないことが明らかである。また、平成12年度の経費と題する帳簿（順号13。以下「平成12年分経費帳」という。乙31）、平成12年分給与帳、C株式会社が平成12年2月5日付けで発行した領収証（順号15。以下「C領収証」という。乙33）によっても、現金取引の日々の残高を正確かつ明りょうに把握できるものではないし、平成12年分簡易帳簿の正確性を担保するものでもない。したがって、原告は、平成12年分につき、所得税法148条1項所定の帳簿書類を備え付けていないというべきである。

原告が本件調査の担当者に対して提示した平成14年分、平成16年分及び平成18年分の各金銭出納帳（別紙3順号16、19、24）は、現金出納帳としての正確性に欠けているし、平成13年分、平成15年分及び平成17年分においては、原告は、何らの帳簿書類も提示しなかったのである。

よって、平成12年分における原告の事業所得に係る帳簿書類の備付け、記録又は保存に係る状況は、所得税法150条1項1号に規定する青色申告承認の取消事由である「帳簿書類の備付け、記録又は保存が第148条1項（青色申告者の帳簿書類）に規定する財務省令で定めるところに従って行われていない」場合に該当することが明らかであり、本件青色取消処分は適法である。

【原告の主張】

原告が記録し、保存していた帳簿書類は、ごく一部に不備があったに過ぎず、帳簿書類全体を見た場合には、容易に数字を推測できるのであり、帳簿備付け義務の違反とはいえない。その上、原告は、経理及び税務関係の一切を税理士に任せていたところ、本件調査の担当者は、原告宅に帳簿がないから違反であるとして、税理士への調査を行わなかった。よって、本件青色取消処分は違法である。

(2) 争点1の2の1（本件所得税各更正処分における推計の必要性）について

【被告の主張】

原告は、本件調査において、本件各係争年分のうち一部の年分についての帳簿書類を提示せず、提示した年分の帳簿書類についても、正確性、信ぴょう性を欠くものであった。また、原告が営む飲食業のように、不特定多数人に対する売上げが相当部分を占める業種においては、総収入金額を実額で網羅的に把握するためには、通常、売上げに係る原始資料の検証が不可欠であるところ、原告は、原始資料として、平成18年分の必要経費に関する請求書や領収証の一部（別紙3順号5）のみ提示し、売上げにかかる原始資料を提示しなかった。

Bでは、毎年8月中の2日間、川口市を代表するD（D）が開催されており、本件店舗では、同期間中、通常よりも多くの売上げが見込まれる。原告は、平成19年8月4日及び同月5日に開催されたDに係る売上金について、平成19年分の金銭出納帳と題する帳簿（別紙3順号1。以下「平成19年分金銭出納帳」という。乙26）に計上していないが、原告名義のE信用金庫本店営業部の普通預金口座に、当該売上げ又はその一部として139万5858円が入金されていたことが強く疑われ、また、原告は、Dの売上げとして、平成12年8月5日に23万2570円、同月6日に25万4390円、平成14年8月3日に12万7700円、同月4日に20万3820円、平成16年8月9日に30万円と記載したのみであって、いずれも、原告が本件調査においてDの1日の売上げと申述した50万円を超えない金額が記載されており、上記のとおり平成19年分のDの売上金又はその一部と思われる金額が130万円を超えていることを併せ考えると、原告は、金銭出納帳において、売上金額を過少に記載していることが強く疑われる。このほか、原告の金銭出納帳には、営業日にもかかわらず、売上げが計上されていないことがあった。これらの事情から、本件店舗の売上げの中には、金銭出納帳に計上されず、直接、原告管理に係る仮名又は借名口座に入金されていたものがあることが強く疑われる。

以上によれば、処分行政庁は、原告の本件各係争年分の事業所得の金額を実額で把握することは不可能であったのであり、本件所得税各更正処分において、推計課税の必要性が認められることは明らかである。

【原告の主張】

原告は、経理及び税務関係の事務の一切を税理士に任せていたところ、処分行政庁は、原告の帳簿書類が原告宅にないことが帳簿を備えていないことと同じであるとの強引な理屈を使って、推計課税の方法を無理矢理採用したものであり、本件所得税各更正処分において推計の必要性はなかった。

(3) 争点1の2の2（本件所得税各更正処分における推計の合理性）について

【被告の主張】

ア 被告が本件各係争年分において主張する事業所得の金額は、本件各係争年分の各年分の期首及び期末における原告の各種の資産及び負債を集計して、期首純資産の額と期末純資産の

額を算定し、その差額、すなわち、期中の純資産の増加額をもって本件各係争年分の所得金額とするいわゆる資産負債増減法を用いて推計課税の方法により算出したものである。資産負債増減法は、ある者の資産等の増減は、結果的に、その者の収入、支出及び損失等が集約された成果として反映されているものであるから、同法により得られた所得金額は、実額によって計算した真実の所得金額に近似する蓋然性が高いということができ、同法は、十分に合理性が認められる。

事業所得を推計する場合には、同業者比率法が最も多く用いられているところであるが、それを用いるためには、その前提として、少なくとも、納税者の当該年分（すなわち、各係争年分の全期間）の売上金額、仕入金額等のうちの一つについて、その全部又は主要な部分が高確率に把握されていることを必要とするが、原告が本件調査において提示した帳簿書類等からは、本件各係争年分についての原告の売上金額又は仕入金額等の全部又は主要な部分を把握することが困難であり、本件で同業者比率法を用いることが不可能であった。また、原告について、本件各係争年分の全期間にわたる水道、電気及びガス使用量の実績を確認することができず、水道使用量、消費電力量及び都市ガス使用料の1単位当たりの収入金額又は所得金額を計算して推計する効率法によることもできなかった。以上のとおり、本件においては、資産負債増減法の他に合理的な方法を見出すことは困難である。

イ そして、資産負債増減法による推計の基礎となる本件各係争年分における資産、負債、調整項目加算額及び同減算額の各科目の期首及び期末の金額は、別表2-1「平成13年分の事業所得の金額」ないし2-6「平成18年分の事業所得の金額」の各欄記載のとおりであり、その詳細は次のとおりである。

(ア) 資産項目

a 預金科目

預金科目に係る内訳は、別表3「預金残高」記載のとおりであり、上記預金には、原告名義の預金（別表3順号1ないし45）のほか、「乙」（同順号46ないし51）、「丙」（同順号52及び53）、「丁」（同順号54ないし64）、「戊」（同順号65及び66）、「F」（同順号67及び68）、「G」（同順号69）、「H」（同順号70）、「I」（同順号71）及び「J」（同順号72）名義の各預金があるが、これらは、届出印の印影、印鑑届等における口座名義人の住所、電話番号の記載からすれば、いずれも原告に帰属するものである。

b 有価証券等科目

有価証券等科目の金額は、別表4「有価証券等残高」記載のとおりである。

c 投資信託（貸付信託）科目

投資信託科目の金額は、別表5「投資信託（貸付信託）残高」記載のとおりである。

d 車両科目

車両科目の金額は、「平成13年分所得税青色申告決算書（一般用）」（乙50）の「減価償却費の計算」に記載されている平成13年1月取得の車両の未償却残高の金額であり、本件各係争年分の内訳は、別表6「車両の残高」記載のとおりである。

(イ) 調整項目加算額

a 消費支出科目

消費支出科目の金額は、総務省統計局発行の「家計調査年報（単身世帯）」第3表「都

市階級・地方別1世帯当たり1か月間の収入と支出（全世帯）」に記載されている金額のうち、中都市の消費支出金額に基づき算出した金額であり、本件各係争年分の内訳は、別表7「消費支出」記載のとおりである。

b 貸金庫使用料科目

貸金庫使用料科目の金額は、K信用金庫西川口支店の原告名義の普通預金（別表3順号2）から引き落とされているK信用金庫の貸金庫に係る使用料である。

c 租税公課等科目

租税公課等科目の金額は、原告の所得税、市県民税、固定資産税及び国民健康保険税等の金額である。

d 不動産所得に係る資本的支出科目

不動産所得に係る資本的支出科目の金額は、平成16年分及び平成18年分の所得税青色申告決算書（不動産所得用・乙44及び46）の「減価償却費の計算」に記載されている資産の取得価額である。

(ウ) 調整項目減算額

a 預金利息等科目

預金利息等科目の金額の内訳は別表8「預金等利息受領額」記載のとおりである。

b 投資信託分配金等科目

投資信託分配金等科目の金額は、原告が上記(ア)cの投資信託について支払を受けた分配金等であり、その内訳は別表9「投資信託分配金等受領額」記載のとおりである。

c その他の収入科目

その他の収入科目の金額は、別表10「その他の収入」記載のとおりである。

d 不動産所得科目

不動産所得の金額は、原告が処分行政庁に提出した平成13年分ないし平成18年分の所得税の確定申告書に添付した青色申告決算書（不動産所得用）（乙41ないし46）に記載された「青色申告特別控除前の所得金額」欄の金額である。

e 不動産所得に係る減価償却費科目

不動産所得に係る減価償却費科目の金額は、平成16年分ないし平成18年分の所得税青色申告決算書（不動産所得用・乙44ないし46）の「減価償却費の計算」に記載されている「本年分の必要経費算入額」欄の合計額である。

ウ そして、上記推計によって、本件各係争年分の原告の事業所得の金額を算出し、別紙4「本件所得税各更正処分の根拠」記載のとおり、納付すべき税額を算定すると、それぞれ、平成13年分は413万9000円、平成14年分は239万6300円、平成15年分は264万8600円、平成16年分は453万1200円、平成17年分は737万2400円、平成18年分は393万9100円となること、これらの金額は、本件所得税各更正処分における納付すべき税額と同額であるか又はこれを上回るから、同処分はいずれも適法である。

【原告の主張】

被告は、資産負債増減法のみで推計した事業所得と実際の申告所得との差額を全く修正操作せずに、そのまま申告漏れであると主張しているが、この方法によれば、原告の全金融資産が把握されたとの保証がなく、分離課税で納付済みの金融資産収入が事業売上収入とされ

てしまう危険があり、また、事業の実態を無視した過大な売上げとなる。

本件店舗の席数は25、従業員数は7人ないし8人、営業時間は午前11時30分から午後2時30分（ただし、その後午後4時まで半額程度で値引き販売をしている。）年間稼働日数は194日（平成17年の場合）、1食分の平均単価は600円であり、年間の売上げは1080万円程度である。ところが、別表13「認定損益計算分析表」記載のとおり、平成17年分の所得税更正処分による年間売上高は約5445万円、仕入額は約1161万円、給与家賃等の経費は約1191万円となり、これらによれば1日の売上げは28万円、原価率は約21.8パーセント、所得率は50パーセント強という異常な数字となる。さらに、原告は、平成19年分ないし平成23年分の確定申告をしているところ、平成19年分に11万円の黒字となった以外は、いずれも赤字であり、これらについて更正決定はされていない。

被告は、B内の他の店舗や川口市内の他のそば屋など本件店舗と同一の条件の同業者の数字などを用いれば、本件店舗の営業実態を容易にほぼ正確に把握できたにもかかわらず、これをせず、原告の夫の遺産が原告の預金口座に入金されているとの特殊事情を無視して、わざとその預金に目を付けたかのように預貯金の増加を問題にして、資産が増加したとし、原告の夫の遺産分割では原告が不動産を取得し、他の相続人には原告固有の預金から代償金を支払う分割方法であったにもかかわらず、その代償金の支払を資産隠しとし、そのほか20年以上前には適法に認められていた親族名義の預金も原告の資産としている。原告が確定申告において申告した売上原価を元に原価率35パーセントで計算した推計売上額は、別表14「適正原価率による推計売上高及び推計所得金額の算定」記載のとおりとなる。

よって、被告が採用した資産負債増減法は合理性を欠く。

(4) 争点1の3（本件所得税重加算税各賦課決定処分の適法性）について

【被告の主張】

原告の帳簿書類には、営業日であるにもかかわらず、売上げが計上されておらず、金銭出納帳と売上と題する帳簿との間に齟齬があり、金銭出納帳に記載されたDの売上げが不自然に少額であった。加えて、原告は、多数の仮名・借名預金口座を使用していたのであるから、原告については、事業に係る売上金額の一部を意図的に金銭出納帳から除外し、その除外した金員を仮名・借名預金口座等に入金するなどして正しい売上金額が捕捉されないように隠蔽し、故意に売上金額を過少に記帳した金銭出納帳を基に確定申告をしていたものである。このことは、推計によって算出した原告の所得金額と原告の申告額との差額が多額であることから明らかであり、かかる原告の行為は、国税通則法（以下「通則法」という。）68条1項が規定する「国税の課税標準等又は税額等の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装し、その隠ぺいし、又は仮装したところに基づき納税申告書を提出していたとき」に該当する。

そして、本件所得税重加算税各賦課決定処分の根拠は、別紙5「本件所得税重加算税各賦課決定処分の根拠」記載のとおりであり、原告に課されるべき所得税の重加算税の額は、それぞれ、平成13年分は31万5000円、平成14年分は32万9000円、平成15年分は92万4000円、平成16年分は146万6500円、平成17年分は236万2500円、平成18年分は126万円であるところ、これらの金額は、本件所得税重加算税各賦課決定処分の額といずれも同額であるから、本件所得税重加算税各賦課決定処分はいずれも適法である。

【原告の主張】

被告の主張は争う。

- (5) 争点2の1（本件消費税等各決定処分及び本件消費税等各更正処分の適法性）について

【被告の主張】

ア 消費税法には、所得税法156条、法人税法131条のような推計課税について明文の規定はないが、消費税においても申告納税制度を採用しているのであり、納税義務者の課税標準額の実額を把握するのに十分な資料がない場合に課税を見合わせることは、正しい申告をしている誠実な納税義務者との公平を欠き到底許されないものであるから、十分な資料がないために実額課税をすることができない場合には、推計の方法によって課税標準額を算定することは許される。原告は、本件調査の担当者の再三にわたる帳簿書類の提示要求に対し、本件各係争年分の一部の年分の現金出納帳等の帳簿書類を提示せず、また、原告が提示した帳簿書類は、正確性、信ぴょう性を欠いており、売上げに係る原始資料はなく、調査担当者において売上げないし収入の実額を把握することができなかつた。よって、本件調査の担当者は、本件各課税期間の消費税に係る課税標準額を実額で把握することができなかつたのであり、消費税についても推計の必要性が認められる。

イ 本件では、本件各課税期間の売上金額（収入金額）自体を同業者比率法により個別に推計することはできないため、消費税の課税標準額の算定に当たって、資産負債増減法を基礎とした。具体的には、資産負債増減法に係る推計の方法により算定した事業所得の金額と、原告が所得税の各確定申告書に記載した事業所得の金額の差額が、原告が隠していた事業所得であつて、隠していた又は計上漏れしていた事業所得に係る収入の一部を構成するものといえ、これに、原告が当初申告していた収入金額を合算した金額を基礎として、課税標準額の推計をすることができる。これは、少なくとも所得は収入を上回るものではないので、所得と収入と同視ないし近似するものとして推計する上記方法においては、「控えめな推計」となる。また、消費税法6条に規定する資産の譲渡等（いわゆる非課税売上げ）及び同法7条に規定する課税資産の譲渡等（いわゆる免税売上げ）がある場合、上記方法では「過大な推計」となることもあり得るが、本件においては、原告に係る同法6条又は同法7条に規定する資産の譲渡等（売上げ）があるとは認められない。本件においては、上記の考え方に即して、推計した事業所得の金額を基礎として（別表12-2「消費税の課税売上額」順号1）、これと原告が当初申告した事業所得の金額（同表順号2）との差額に、原告が当初申告した収入金額（同表順号3）を足した金額を課税売上高（同表順号4）とし、消費税法28条の規定により、これに105分の100を乗じた金額を課税標準額（別表12-1「本件各課税期間の納付すべき消費税等の金額」順号2）としたものである。

ウ 原告は、本件調査の担当者が再三帳簿書類の提示を要求したにもかかわらず、平成15年課税期間及び平成17年課税期間について、平成15年分の医療費の領収書（別紙3順号18）以外に何らの帳簿書類も提示しなかつたのであるから、原告が平成15年課税期間及び平成17年課税期間について、消費税法62条に基づく税務職員による帳簿及び請求書等の検査に当たり、適時に提示することが可能なように態勢を整えてこれらを保存していたということはできず、平成15年課税期間及び平成17年課税期間については、同法30条7項にいう「事業者が当該課税期間の課税仕入れ等の税額の控除に係る帳簿及び請求書等を保存しない場合」に当たるといふべきである。よって、同条1項による仕入税額控除の規定は適

用されない。

そして、原告の本件各課税期間に係る消費税等の課税標準額及び納付すべき税額は、別紙6「本件消費税等各決定処分及び本件消費税等各更正処分の根拠」記載のとおりである。なお、基準期間における課税売上高は、平成15年課税期間に係る基準期間である平成13年課税期間が4576万5474円（別表12-2「消費税の課税売上額」の「平成13年課税期間」欄順号4）、平成16年課税期間に係る基準期間である平成14年課税期間が3849万6047円（同表「平成14年課税期間」欄の順号4）となり、平成15年課税期間及び平成16年課税期間の基準期間における課税売上高が3000万円を超えることから、原告には消費税法9条（平成15年法律8号による改正前のもの）の適用はなく、原告は、本件各課税期間において消費税等を納税する義務がある。

エ 以上により、原告の本件各課税期間の納付すべき税額は、それぞれ、消費税額については、平成15年課税期間は153万9400円、平成16年課税期間は102万4700円、平成17年課税期間は199万5400円、平成18年課税期間は94万6500円となり、地方消費税額については、平成15年課税期間は38万4800円、平成16年課税期間は25万6100円、平成17年課税期間は49万8800円、平成18年課税期間は23万6600円であるところ、これらの金額は、本件消費税等各決定処分及び本件消費税等各更正処分の納付すべき消費税額及び納付すべき地方消費税額と同額であるか又はこれを上回るから、本件消費税等各決定処分及び本件消費税等各更正処分はいずれも適法である。

【原告の主張】

被告の主張は争う。

(6) 争点2の2（本件消費税等無申告加算税各賦課決定処分の適法性）について

【被告の主張】

本件消費税等各決定処分はいずれも適法であるところ、原告が、平成15年課税期間及び平成16年課税期間の消費税等を申告していなかったことについて通則法66条1項（平成18年法律10号による改正前のもの。以下同じ。）に規定する正当な理由があるとは認められない。したがって、原告に課されるべき平成15年課税期間及び平成16年課税期間の消費税等の無申告加算税の額は、本件各消費税等各決定処分により、原告が新たに納付すべきこととなった消費税額及び地方消費税の譲渡割額の合計額（通則法118条3項の規定により、1万円未満の端数を切り捨てた後のもの）を基礎として、通則法66条1項の規定に基づき、別紙7「本件消費税等無申告加算税各賦課決定処分の根拠」記載のとおりとなる。

【原告の主張】

被告の主張は争う。

(7) 争点2の3（本件消費税等過少申告加算税賦課決定処分の適法性）について

【被告の主張】

平成17年課税期間の消費税等の更正処分は適法であるところ、原告は、平成17年課税期間の消費税等について、納付すべき税額を過少に申告していたものであり、このことについて、通則法65条4項に規定する正当な理由があるとは認められない。したがって、原告に課されるべき平成17年課税期間の消費税等の過少申告加算税の額は、本件消費税等各更正処分によって、原告が新たに納付すべきこととなった平成17年課税期間の消費税額及び地方消費税の譲渡割額の合計額（通則法118条3項の規定により、1万円未満の端数を切り捨てた後のもの）

の)を基礎として、通則法65条1項、2項(平成18年法律10号による改正前のもの)の規定に基づき、別紙8「本件消費税等過少申告加算税賦課決定処分の根拠」記載のとおりとなる。

【原告の主張】

被告の主張は争う。

(8) 争点2の4(本件消費税等重加算税各賦課決定処分の適法性)について

【被告の主張】

本件消費税等各決定処分及び本件消費税等各更正処分はいずれも適法であるところ、原告については、事業に係る売上金額の一部を意図的に金銭出納帳から除外し、その除外した金員を仮名・借名預金等に入金するなどして正しい売上金額が捕捉されないように隠蔽し、故意に売上金額を過少に記帳した金銭出納帳を基に確定申告をしていたものということができ、このことは、所得税の推計によって算出した原告の所得金額と原告の申告額との差額が多であることから明らかである。かかる原告の行為は、消費税についても、平成17年課税期間及び平成18年課税期間の消費税については、通則法68条1項に規定する「国税の課税標準等又は税額等の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装し、その隠ぺいし、又は仮装したところに基づき納税申告書を提出していたとき」に該当する。また、原告は、これらの行為によって、平成15年課税期間及び平成16年課税期間に至っては基準期間の課税売上高を3000万円以下であるとして消費税等の確定申告書すら提出しなかったのであるから、平成15年課税期間及び平成16年課税期間については、通則法68条2項に規定する「国税の課税標準等又は税額等の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装し、その隠ぺいし、又は仮装したところに基づき法定申告期限までに納税申告書を提出せず、又は法定申告期限後に納税申告書を提出していたとき」に該当する。したがって、原告に課すべき本件各課税期間の消費税等の重加算税の額は、別紙9「本件消費税等重加算税各賦課決定処分の根拠」記載のとおりとなる。

【原告の主張】

被告の主張は争う。

第3 当裁判所の判断

1 争点1の1(本件青色取消処分の適法性)について

(1) 所得税法150条1項1号は、同法143条の規定に基づき青色申告の承認を受けた者につき、その年における同条に規定する業務に係る帳簿書類の備付け、記録又は保存が同法148条1項に規定する財務省令で定めるところに従って行われていない場合には、その年までさかのぼって、その承認を取り消すことができると規定する。そして、同項は、同法143条の承認を受けている居住者は、財務省令で定めるところにより、同条に規定する業務につき帳簿書類を備え付けてこれに不動産所得の金額、事業所得の金額及び山林所得の金額に係る取引を記録し、かつ、当該帳簿書類を保存しなければならないと規定し、同法施行規則56条1項ただし書は、当該帳簿書類については、次条から59条まで、61条及び64条の規定に定めるところに代えて、財務大臣の定める簡易な記録の方法及び記載事項によることができると規定する。

そして、本件大蔵省告示3項1号、別表第1第1号(イ)第2欄は、当該年分の事業所得の金額等が正確に計算できるように、必要な帳簿を備え、現金出納等に関する事項については、現

金取引の年月日、事由、出納先及び金額並びに日日の残高を、整然と、かつ、明りょうに記録しなければならないと規定する。この日日の残高を整然とかつ明りょうに記録しなければならないとする趣旨は、当該帳簿上の残高と実際の現金残高を突き合わせて、記載漏れや誤記を発見訂正することによって、帳簿に記載された内容の正確性を担保しようとする点にあり、本件大蔵省告示に従った現金出納帳に当たるというためには、日日の残高が正確かつ明りょうに把握できる記載がなければならないと解するべきである。

(2) ア 証拠(乙25、30ないし34)によれば、原告は、本件調査において、平成12年分の帳簿書類として、平成12年分簡易帳簿(別紙3順号12)、平成12年分経費帳(同順号13)、平成12年分給与帳(同順号14)、C領収証(同順号15)を提示したことが認められる。

イ 証拠(乙30、34)によれば、平成12年分簡易帳簿においては、①各ページ最終行に残高の記載があるのみで、日日の残高の記載がないこと、②摘要欄に「普通預金 L」と記載されている欄の「年月日」欄が空欄であって、日付の記載がないものがあり、中には金額の記載もないものがあること(乙34の別添1-3、5、7、8、10ないし13、16)、③L信用金庫での普通預金取引を行った旨の記載が、同信用金庫の預金取引明細表における取引日と整合しないものがあること(同年2月13日の売上げの記載がある欄の1行上、同年7月19日の売上げが記載されている欄の1行下、同月26日の売上げが記載されている欄の1行下、同年9月17日の消耗品が記載されている欄の1行上、同年12月5日と同月9日の行の間)、④平成12年分給与帳の記載では営業日となっている日について、売上げが記載されていないものがあること(同年2月11日及び12日、同年3月21日、同年9月27日、同年10月3日)、⑤平成12年分給与帳に記載された給与支払額の端数が切り捨てて記載されているものがあること(同年5月15日、同年6月27日)、⑥平成12年分給与帳において給与を支払った旨の記載がないにもかかわらず、給与を支払った旨を記載したものがあること(同年1月5日)が認められる。

以上の事実からすると、平成12年分簡易帳簿は、日日の残高の記載がなく、同帳簿上の残高と実際の現金残高を突き合わせて、記載漏れや誤記を発見訂正することができないものといわざるを得ず、現金出納等に関する事項について、現金取引の年月日、事由、出納先及び金額並びに日日の残高を、整然と、かつ、明りょうに記録したものとはいえない。

ウ また、証拠(乙31ないし33)によれば、平成12年分経費帳、平成12年分給与帳及びC領収証は、いずれも、現金取引の年月日、事由、出納先及び金額並びに日日の残高を記録したものではないと認められる。

(3) この点、原告は、帳簿書類の不備はごく一部であり、帳簿書類全体を見た場合には、容易に数字を推測することができる旨の主張をする。

しかしながら、前記判示のとおり、そもそも、平成12年分簡易帳簿には現金取引に係る日日の残高の記載がない上、同帳簿における齟齬がある部分又は記載を欠く部分の全てについて、その部分に記載されるべき内容を推測することができるというものではない。よって、原告のこの点についての主張は理由がなく、採用することができない。

(4) 以上からすると、原告は、平成12年分の事業所得を生ずべき業務に係る帳簿書類の備付け、記録又は保存について、所得税法148条1項、同法施行規則56条1項、本件大蔵省告示3項1号別表第1第1号(イ)第2欄に規定するところに従って行っていなかったのであり、

処分行政庁は、同法150条1項1号に従って、本件青色取消処分をすることができる。

よって、本件青色取消処分は適法である。

2 争点1の2の1（本件所得税各更正処分における推計の必要性）について

(1) 証拠（乙25）によれば、原告は、本件調査において、平成13年分、平成15年分及び平成17年分の帳簿書類として、平成15年分の医療費の領収証（別紙3順号18）を提示したのみであり、金銭出納帳等は提示しなかったことが認められる。

(2) 証拠（乙25、34、35、39）によれば、原告は、本件調査において、平成14年分の帳簿書類として、金銭出納帳と題する帳簿（以下「平成14年分金銭出納帳」という。別紙3順号16）及び売上と題する帳簿（以下「平成14年分売上帳」という。同順号17）を提示したことが認められる。

そして、証拠（乙34、35）によれば、平成14年分金銭出納帳は、①各ページの最終行に残高の記載があるのみで、日目の残高の記載がないことが認められるほか、②摘要欄に「普通預金 L」と記載されている欄の「年月日」欄が空欄であって、日付の記載がないものがあること、③L信用金庫での普通預金取引を行った旨の記載が、同信用金庫の預金取引明細表の記載内容と整合しないものがあること、④重複して記載されているものがあることが認められる。

また、証拠（乙25、34、35、39）によれば、平成14年分売上帳には、売上金額のみが記載されており、平成14年分金銭出納帳に記載されているD等の売上げの一部が記載されていないこと、平成14年分金銭出納帳及び平成14年分売上帳の裏付けとなる原始資料は何ら提示されなかったことが認められる。

(3) 証拠（乙25、34、36、38、40）によれば、原告は、本件調査において、平成16年分について、金銭出納帳と題する帳簿（以下「平成16年分金銭出納帳」という。別紙3順号19）、売上と題する帳簿（以下「平成16年分売上帳」という。同順号20）及び給与と題する帳簿（以下「平成16年分給与帳」という。同順号21）を提示したことが認められる。

そして、証拠（乙34、36、38）によれば、平成16年分金銭出納帳は、①各ページの最終行に残高の記載があるのみで、日目の残高の記載がないことが認められるほか、残高がマイナスで記載されたものがあること、②摘要欄に「普通預金 L」と記載されている欄の「年月日」欄が空欄であって、日付の記載がないものがあること、③L信用金庫での普通預金取引を行った旨の記載が、同信用金庫の預金取引明細表の記載内容と整合しないものがあること、④重複して記載されているものがあること、⑤平成16年分給与帳における営業日の記載があるものの、その日の売上げが記載されていないものがあること、⑥平成16年分給与帳における給与等の支払に関する記載と齟齬があるものがあることが認められる。

また、証拠（乙25、34、36、40）によれば、平成16年分売上帳には、売上金額のみが記載されており、平成16年分金銭出納帳に記載されているD等の売上げの一部が記載されていないこと、平成16年分金銭出納帳及び平成16年分売上帳の裏付けとなる原始資料は何ら提示されなかったことが認められる。

(4) 証拠（乙25、34、37）によれば、原告は、本件調査において、平成18年分について、仕入れ等に関する請求書、納品書及び領収証の一部（別紙3順号5）、金銭出納帳と題する帳簿（以下「平成18年分金銭出納帳」という。同順号24）、不動産所得の内訳書（同順

号25)及び医療費の領収証(同順号26)を提示したことが認められる。

そして、証拠(乙25、34、37)によれば、平成18年分金銭出納帳は、①各ページの最終行に残高の記載があるのみで、日付の残高の記載がないことが認められるほか、残高がマイナスで記載されたものがあること、②摘要欄に「普通預金 L」と記載されている欄の「年月日」欄が空欄であって、日付の記載がないものがあること、③L信用金庫での普通預金取引を行った旨の記載が、同信用金庫の預金取引明細表の記載内容と整合しないものがあること、④平成18年分金銭出納帳の裏付けとなる原始書類としては、仕入れ等に係る請求書、納品書及び領収証の一部が提示されたものの、売上げに関する原始資料は何ら提示しなかったことが認められる。

- (5)ア 証拠(乙25)によれば、平成19年のDは、同年8月4日から5日にかけて開催されたところ、原告が、同月8日、E信用金庫本町東支店に、1万円札2枚、5000円札7枚、1000円札1145枚、500円硬貨181枚、100円硬貨195枚、50円硬貨1662枚、10円硬貨271枚、5円硬貨6枚、1円硬貨18枚の合計139万5858円を持参し、同信用金庫本店営業部の原告名義普通預金口座(口座番号)に入金したことが認められる。これらの事実のとおり、Dの開催日と入金日が近接していること、原告が持参した金種は、高額紙幣が少なく、1000円札、500円硬貨及び100円硬貨が比較的多かったことからすれば、原告が同信用金庫に入金した金銭は、Dにおける本件店舗の売上金の一部である可能性が高いというべきである。

しかしながら、証拠(乙25、26)によれば、平成19年分金銭出納帳において、かかる売上げについての記載がないことが認められる。

- イ また、証拠(乙30、35、36)によれば、平成12年分簡易帳簿において合計48万6960円(同年8月5日23万2570円、同月6日25万4390円)の、平成14年分金銭出納帳において合計33万1520円(同年8月3日12万7700円、同月4日20万3820円)の、平成16年分金銭出納帳において30万円(同年8月9日)のDにおける売上げがあった旨の記載がある。しかしながら、前記各金額は、前記アのとおり、平成19年のDの売上金の可能性が高いというべき同年8月8日におけるE信用金庫への入金額(139万5858円)よりもかなり少ない。

さらに、前記(2)及び(3)のとおり、平成14年及び平成16年のDの売上金額について、金銭出納帳の記載内容と売上帳の記載内容との間に齟齬があったことが認められる。

- ウ 以上からすれば、原告は、平成14年分金銭出納帳、平成16年分金銭出納帳及び平成19年分金銭出納帳において、Dの売上金額を、過少に記載した可能性が高いというべきである。

- (6) 以上の次第で、処分行政庁は、原告の本件各係争年分の事業所得の金額を実額で把握することはできなかったというべきであり、本件において、事業所得の金額を推計する必要性があったといえる。

この点、原告は、経理及び税務関係の事務の一切を税理士に任せていたところ、処分行政庁は、帳簿書類が原告宅にないことは帳簿を備えていないことと同じとして、推計課税を採用した旨の主張をする。しかしながら、証拠(乙25)によれば、本件調査の担当者は、平成19年10月11日、原告から税務関係の事務を委任されていたM税理士の代理であるN税理士から、別紙3順号12ないし26の各帳簿書類の提示を受けたことが認められる。そして、本件

調査において提示された帳簿書類のみでは、原告の事業所得の実額を把握できないことは、前記判示のとおりであり、原告のこの点についての主張は理由がない。

3 争点1の2の2（本件所得税各更正処分における推計の合理性）について

(1) 推計課税は、実額を把握する資料がないときに、やむを得ず間接的資料により所得を推計するものであるから、推計の方法は、最もよく実際の所得に近似した数値を算出し得る合理的なものでなくてはならない。推計の方法が合理的であるというためには、①種々の推計方法のうち当該具体的事案に最適なものであること、②推計の基礎事実が正確に把握されていること、③具体的な推計方法自体できるだけ真実の所得に近似した数値が算出され得るような客観的なものであることが必要である。

(2) ア 資産負債増減法は、納税義務者の当該年の期末における純資産増加額（期末資産額と期首資産額の差額から期末負債額と期首負債額の差額を控除して得られた金額）に、調整項目加算額として、生活費及び家事関連費等の所得の処分に相当する事由に係る金額を加えた上、調整項目減算額として、預金利息等の事業所得以外の所得に係る金額及び非課税所得等に相当する金額を控除することによって、当該年における納税義務者の事業所得の金額を算出する方法である。かかる方法は、当該年の純資産が増加した部分と所得の処分に相当する事由に係る費用等は、当該年の事業所得をもって充てられるという経験則を基礎とするものであるところ、かかる経験則は合理的というべきである。そして、原告の資産、負債、調整項目加算額及び同減算額の各科目の期首及び期末の金額は、後記(3)アないしエのとおり、的確に把握できるものである。

イ 他方、前記1(2)、2(1)ないし(4)のとおり、売上げに関する平成12年分帳簿書類、平成14年分の帳簿書類、平成16年分の帳簿書類、平成18年分の帳簿書類は、日々の残高の記載がなく、また、預金取引についての記載内容が、当該預金に関する金融機関発行に係る預金取引明細書の記載内容と整合しないなど、正確性、信ぴょう性を欠くものである上、本件調査では、平成13年分、平成15年分及び平成17年分の帳簿書類は何ら提示されなかったのである。また、証拠(乙25)によれば、原告は、本件調査において、仕入れに関し、平成18年分の仕入れ及び経費に係る請求書、納品書並びに領収証の一部(別紙3順号5)を提示したことが認められるものの、平成18年分金銭出納帳における仕入れ及び経費の記載と全て照合できるものではなく、量販店での仕入れが多く、それも全部揃っていなかったことが認められる。そうだとすると、原告については、売上金額、仕入金額を把握することはできなかつたのであり、比率法によって推計することはできなかつたというべきである。

また、証拠(乙25、35ないし37)によれば、原告は、本件調査において、水道光熱費の領収書等を何ら提示しなかつたこと、水道及び電気はB事務所が一括して水道局又はgと契約しているところ、同事務所から本件店舗への使用料請求の記録が残っているのは平成16年の途中以降のみであり、その他の期間においては残っていないこと、原告は、本件店舗のガス燃料としてプロパンガス及び練炭を使用しており、都市ガスのみでガス燃料を得ていたものではなかつたことが認められる。以上からすれば、原告の事業所得の金額の推計に当たって、効率法を用いることもできなかつたというべきである。

ウ 以上からすると、本件において、種々の推計方法のうち、資産負債増減法を採用したことは、具体的事案に最適なものであるというべきである。

(3) 本件における資産等の把握について

ア 資産項目

(ア) 預金科目

a 認定事実

前記前提事実、後掲各証拠及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められ、これを覆すに足りる証拠はない。

(a) 原告は、昭和8年1月31日生まれであり、旧姓Oであったが、平成4年10月6日、Pと婚姻し、現姓となった。原告の母であるQ（以下「Q」という。）は、平成5年10月2日、死亡した。（乙47の1）

(b) 原告は肩書地に居住し、原告宅の電話番号は — — である。原告の住民票上の前住所は、埼玉県川口市●●である。（前記前提事実(1)、乙47の1）

(c) 原告は、本件調査において、原告の取引金融機関として、K信用金庫西川口支店の原告名義普通預金口座（口座番号 — — — — — ）。別表3「預金残高」記載順号2。以下「順号2の口座」といい、同記載順号1ないし72の各口座を同様に呼称することがある。）の預金通帳（別紙3順号6）及び順号9の口座の預金通帳（同順号7）を提示した。（乙25、47の1）

(d) 順号2の口座の印鑑届には、以下のとおりの記載があるほか、届出印として「h」の印影がある。（乙47の1）

- ① 名 前 甲
- ② ふりがな 乙
- ③ 住 所 川口市●●
- ④ 電話番号
- ⑤ 生年月日 昭和8年1月31日

(e) 順号9の口座の印鑑届には、以下のとおりの記載があるほか、届出印として「i」の印影がある。（乙47の1）

- ① 名 前 甲
- ② 住 所 川口市●●
- ③ 電話番号

b 原告名義の預金（順号1ないし45の各口座に係る預金）

前記 a (c)、(d) のとおり、原告が本件調査で提示した順号2の口座の印鑑届には、氏名について「乙」とのふりがなが記載され、届出印として「h」の印影があることが認められるものの、同 a (a)、(b)、(d) のとおり、同印鑑届に記載された原告の住所、生年月日及び電話番号は、原告のものと一致することが認められるのである。よって、同口座に係る預金は、原告に帰属するものと認められる。また、同 a (a) ないし (c)、(e) のとおり、順号9の口座の印鑑届に記載された住所及び電話番号は、原告のものと一致することが認められるのであり、同口座に係る預金も原告に帰属するものと認められる。

そして、証拠（乙47の1）によれば、原告名義の順号3ないし7、10、12ないし14、16、17、30、33、34、44の各口座の届出印の印影は、順号2の口座の届出印の印影と同一であること、原告名義の同順号1、8、11、15、19、2

0、23、24、35ないし40、45の各口座の届出印の印影は、順号9の口座の届出印の印影と同一であることが認められる。

以上の事実からすると、原告名義の順号1ないし45の各口座に係る預金は、いずれも原告に帰属するものと認められる。

c 乙名義の預金（順号46ないし51の各口座に係る預金）

(a) 順号46の口座に係る預金

前記a(c)、(d)のとおり、原告が本件調査において原告の取引金融機関として提示した順号2の口座の印鑑届には、名前として「甲」を記載しながら「乙」とのふりがなを記載したこと、届出印として「h」の印影があることが認められる。

そして、前記a(a)、(b)及び証拠(乙47の1)によれば、順号46の口座の届出印の印影「i」が順号9の口座の届出印の印影と同一であること、順号46の口座の印鑑届において二重線で抹消された住所の記載「川口市●●」が原告の住所の街区符号までの部分と一致すること、同抹消部分の上に記載された住所「川口市●●」が原告の住民票上の前住所と一致すること、順号46の口座の預金取引明細表に記載された電話番号が原宅の電話番号と一致することが認められる。

以上の事実からすると、順号46の口座に係る預金は、原告に帰属するものと認められる。

(b) 順号47の口座に係る預金

証拠(乙1ないし3、47の1)によれば、順号47の口座の届出印の「h」の印影が順号2の口座の届出印の印影と同一であること、順号47の口座から「税金 申告所得税」として引き落とされた金額（平成13年4月18日1万4500円、平成14年4月19日1200円、平成15年4月21日1400円）が原告の平成12年分ないし平成14年分の申告納税額と一致すること、が認められる。以上の事実からすると、順号47の口座に係る預金は、原告に帰属するものと認められる。

(c) 順号48の口座に係る預金

前記a(b)、(d)及び証拠(乙47の1)によれば、順号48の口座の届出印の印影「h」が順号2の口座の届出印と同一であること、印鑑届に記載された生年月日が原告のものと同じであることが認められる。また、前記(b)のとおり、順号48の口座と同一の顧客番号（ ）が付された順号47の口座に係る乙名義の納税準備預金から、原告の所得税が引き落とされていることが認められる。以上の事実からすると、順号48の口座に係る預金は、原告に帰属するものと認められる。

(d) 順号49の口座に係る預金

証拠(乙47の1)によれば、順号49の口座の預金取引明細表に記載された顧客番号、住所及び電話番号が、前記(a)のとおり、原告に帰属することが認められる順号46の口座の預金取引明細表における記載と同一であることが認められる。よって、順号49の口座に係る預金は、原告に帰属するものと認められる。

(e) 順号50及び51の各口座に係る預金

証拠(乙47の1)によれば、順号50及び51の各口座についての定期預金取引明細に記載された顧客番号が、前記(c)のとおり原告に帰属すると認められる順号48の口座に係る顧客番号と同一であること、順号50の口座は順号48の口座から振

替えがされたものであることが認められる。以上の事実からすると、順号50及び51の各口座に係る預金は、いずれも原告に帰属するものと認められる。

d 丙名義の預金（順号52及び53の各口座に係る預金）

(a) 順号52の口座に係る預金

前記a(a)、(b)及び証拠(乙47の1)によれば、原告の旧姓がOであること、順号3の口座の印鑑届に記載された住所及び電話番号が原告のものと一致することが認められる。よって、順号52の口座に係る預金は、原告に帰属することが認められる。

(b) 順号53の口座に係る預金

前記a(a)、(b)及び証拠(乙47の1)によれば、原告の旧姓がOであること、順号53の口座の印鑑届に記載された住所、電話番号及び生年月日が原告のものと一致することが認められる。よって、順号53の口座に係る預金は、原告に帰属することが認められる。

e 丁名義の預金（順号54ないし64の各口座に係る預金）

(a) 順号54及び55の各口座に係る預金

前記a(a)、(b)、c及び証拠(乙47の1)によれば、原告の旧姓がOであること、「乙」名義の口座に係る預金が原告に帰属すること、順号54及び55の各口座の預金申込書兼印鑑届又は印鑑届に記載された住所が原告の住所と同一であること、前記各口座の届出印の印影が前記d(a)、(b)のとおり原告に帰属することが認められる順号52及び53の各口座における届出印の印影と同一であることが認められる。以上の事実からすると、順号54及び55の各口座に係る預金は、いずれも原告に帰属することが認められる。

(b) 順号56及び64の各口座に係る預金

前記a(a)、(b)、c及び証拠(乙47の1)によれば、原告の旧姓がOであること、「乙」名義の口座に係る預金が原告に帰属すること、順号56の口座名義が平成5年12月28日にQから丁名義に変更されているところ、原告の母であるQは、平成5年10月2日に死亡したことが認められる。

また、証拠(乙47の1)によれば、順号64の口座に係る定期預金取引明細に記載された顧客番号が順号56の口座に係る顧客番号と同一であることが認められる。

以上の事実からすると、順号56及び64の各口座に係る預金は、いずれも原告に帰属するものと認められる。

(c) 順号57ないし62の各口座に係る預金

前記a(a)、c及び証拠(乙47の1)によれば、原告の旧姓がOであること、「乙」名義の口座に係る預金が原告に帰属することが認められる。また、証拠(乙47の2)によれば、K信用金庫における証書式の定期預金の口座番号は、顧客番号に預入番号が付されたものであることが認められるところ、別紙57ないし62の各口座に係る預金は、証書式の定期預金であり、それらの口座番号は、いずれも「」の顧客番号に「●」ないし「●」の預入番号が付されたものであることが認められる。

そして、前記a(a)、(b)及び証拠(乙47の1)によれば、順号58の口座に係る「定期預金申込書(ご新規)兼払戻請求書」に記載された住所が原告の住所の町名以

下と、電話番号が原告宅の電話番号の市内局番以下と、生年月日が原告の生年月日とそれぞれ一致すること、順号58の口座に係る払戻請求書に押印された届出印及び訂正印の「h」の印影が順号2の口座の届出印の印影と同一であることが認められる。

前記a(a)、(b)及び証拠(乙47の1)によれば、順号59及び60の各口座に係る「定期預金申込書(ご新規)兼払戻請求書」に記載された住所が原告の住所の町名以下と、電話番号が原告宅の電話番号の市内局番以下と、生年月日が原告の生年月日とそれぞれ一致すること、同書面に押印された訂正印の「O」の印影が、順号52ないし55の各口座の届出印の印影と同一であること、順号60の口座に係る払戻請求書に押印された届出印及び訂正印の「h」の印影が順号2の口座の届出印の印影と同一であることが認められる。

前記a(a)、(b)及び証拠(乙47の1)によれば、順号61の口座に係る「定期預金申込書(ご新規)兼払戻請求書」に記載された住所が原告の住所と、電話番号が原告宅の電話番号の市内局番以下と、生年月日が原告の生年月日とそれぞれ一致することが認められる。

証拠(乙47の1)によれば、順号62の口座に係る定期預金を受領した際に押印された「お届け印」及び訂正印の「h」の印影が、順号2の口座の届出印と同一であることが認められる。

以上の事実からすれば、順号57ないし62の各口座に係る定期預金は、いずれも原告に帰属することが認められる。

(d) 順号63の口座に係る預金

前記a(a)、(b)、c及び証拠(乙47の1)によれば、原告の旧姓はOであること、「乙」名義の口座に係る預金が原告に帰属することが認められる。そして、証拠(乙47の1)によれば、順号63の口座の印鑑届に記載された住所及び電話番号が、原告の住所及び原告宅の電話番号と一致すること、同口座の届出印の「h」の印影が順号2の口座の届出印の印影と同一であることが認められる。以上の事実からすれば、順号63の口座に係る預金は、原告に帰属することが認められる。

f 戊名義の預金(順号65及び66の各口座に係る預金)

前記c、eのとおり、「乙」及び「丁」名義の口座に係る預金が原告に帰属することが認められる。そして、前記a(a)、(b)及び証拠(乙47の1)によれば、順号66の口座の印鑑届に記載された住所「川口市●●」が原告の住所の街区符号までのものと、電話番号が原告宅の電話番号とそれぞれ一致すること、順号65の口座の届出印の印影が順号66の口座の届出印の印影と同一であることが認められる。以上の事実からすれば、順号65及び66の各口座に係る預金は、いずれも原告に帰属することが認められる。

g F名義の預金(順号67及び68の各口座に係る預金)

前記a(a)、(b)及び証拠(乙47の1)によれば、順号67の口座の預金申込書兼印鑑届に記載された住所が原告の住所と一致すること、同書面における届出印の「h」の印影が順号2の口座に係る届出印の印影と同一であること、順号67の口座から平成17年8月1日に出金された1000万円及び原告名義の順号44の口座を解約し出金した1000万8038円及び丙名義の順号53の口座から出金した282万500

0円の合計2283万3038円のうち2282万4475円（振込手数料別525円）がR証券赤羽支店の原告名義口座に振り込まれていたことが認められる。

また、前記e(c)のとおり、K信用金庫における証書式の定期預金の口座番号は、顧客番号に預入番号が付されたものであるところ、証拠（乙47の1）によれば、順号68の口座に係る定期預金は証書式の定期預金であり、その口座番号は、順号67の口座の顧客番号「」に預入番号「●」が付されたものであることが認められる。

以上の事実からすれば、順号67及び68の各口座に係る預金は、いずれも原告に帰属するものと認められる。

h G及びH名義の普通預金（順号69及び70の各口座に係る預金）

前記a(a)、(b)及び証拠（乙47の1）によれば、順号69及び順号70の各口座の預金申込書兼印鑑届に記載された住所が原告の住所と一致すること、前記各書面上における届出印の「h」の印影が順号2の口座に係る届出印と同一であること、前記各口座の開設日（昭和57年3月10日）がF名義の順号67の口座の開設日と同一であること、順号67、69及び70の各預金申込書兼印鑑届における住所、氏名等の筆跡が酷似していること、順号69及び70の各口座を解約した支店が同一であって、解約日時が順号69の口座は平成14年2月21日11時55分、順号70の口座は同日11時54分と極めて近接していることが認められる。

以上の事実からすれば、順号69及び70の各口座は、いずれも原告に帰属することが認められる。

i I及びJ名義の定期預金（順号71及び72の各口座に係る預金）

証拠（乙47の1、48、49）によれば、前記e(c)のとおり、原告に帰属することが認められる丁名義の順号59及び60の各口座に係る定期預金の「定期預金申込書（ご新規）兼払戻請求書」における住所、氏名等の筆跡と、順号71及び72の各口座に係る定期預金の「定期預金申込書（ご新規）兼払戻請求書」における住所、氏名等の筆跡が酷似していること、前記各口座の開設日時が、順号59の口座は平成12年7月12日13時36分、順号60の口座は同日13時38分、順号71の口座は同日13時32分、順号72の口座は同日13時47分と極めて近接していること、前記各口座の開設手続を行ったK信用金庫の担当職員が、本件調査において、前記各口座の開設時に、原告が自ら入金伝票を作成して、自ら持参した現金を前記各口座に入金した旨を述べたこと、前記e(c)のとおり原告に帰属することが認められる順号58ないし61の口座の解約日時（順号58の口座は平成14年7月16日8時28日、順号59の口座は同日8時30分、順号60の口座は同日8時32分、順号61の口座は同日8時36分）と順号71及び72の各口座の解約日時（順号71の口座は同日8時37分、順号72の口座は同日8時39分）が極めて近接していること、前記各口座における「定期預金申込書（ご新規）兼払戻請求書」における住所、氏名等の筆跡が酷似していることが認められる。

そして、証拠（乙25、49）によれば、原告は、本件調査又は異議申立てに係る調査において、J及びI名義で預金を作成したことを自認していたことが認められる。

以上の事実からすると、順号71及び72の各口座に係る預金は、いずれも原告に帰

属するものと認められる。

j 以上の次第で、順号1ないし72の各口座に係る預金は、いずれも原告に帰属するものと認められ、証拠（乙23、24、47の1）及び弁論の全趣旨によれば、前記各口座に係る預金の本件各係争年分の各年末における残高は、別表3「預金残高」記載のとおりであることが認められる。

k この点、原告作成に係る陳述書（甲3）には、①「G」、「H」及び「F」は、いずれも旅行会の幹事の名前であり、前記各人名義の預金は、旅行費用であり、旅行後に口座が残っていたために、原告の定期預金の解約金の入金や有価証券の取引に使用していた、②「G」及び「H」の各人名義口座には、平成12年に入金があるのみであって、平成12年分の所得税更正処分は平成22年3月29日付けの裁決によって取り消されていることから、何らかの根拠に使用することはできない旨の記載がある。

しかしながら、証拠（乙25、30、32、35）によれば、G、H及びF名義の各口座（順号67、69、70の各口座）においては、入金日が本件店舗の営業期間の最終日と近接した日であること、入金額がいずれも1円単位又は10円単位となっていたことからすると、本件店舗の売上金の一部が入金されていたことが認められ、単に定期預金の解約金や有価証券の取引のみで使用したとは認められない。また、証拠（乙23、24、47の1）及び弁論の全趣旨によれば、F名義の口座（順号67及び68の各口座を合算したもの）には本件各係争年分の各年末において、G及びH名義口座（順号69、70の各口座）には、平成13年12月31日の時点において、それぞれ残高が存在していたのであり、平成22年3月29日付けの裁決にかかわらず、資産負債増減法による推計をするに当たっての資産項目の基礎とすべきものである。

よって、前記のとおり原告作成に係る陳述書は採用することはできない。

(イ) 有価証券等科目

証拠（乙23、24、54）及び弁論の全趣旨によれば、原告名義の有価証券等に係る口座の本件各係争年分の各年末の残高及び利息額は、別表4「有価証券等残高」記載順号1ないし4のとおりであることが認められる。

(ウ) 投資信託（貸付信託）科目

証拠（乙23、24）及び弁論の全趣旨によれば、原告名義の投資信託（貸付信託）に係る口座の残高は、別表5「投資信託（貸付信託）残高」記載順号1ないし4のとおりであることが認められる。

(エ) 車両科目

証拠（乙50）によれば、原告は、平成13年1月に自動車を125万円で取得したことが認められ、耐用年数4年、償却率0.25として計算した結果、本件各係争年分の各年末における未償却残高は、別表6「車両の残高」記載のとおりとなることが認められる。

イ 負債項目

証拠（乙23、24）によれば、本件各係争年分の各年末における負債金額は、いずれも0円であったことが認められる。

ウ 調整項目加算額

(ア) 消費支出科目

証拠（乙51の1ないし6）及び弁論の全趣旨によれば、原告は、本件係争年分におい

て、標準的ないしそれ以上の生活を営んでいたことが窺えること、本件係争年分の総務省統計局発行の家計調査年報の第3表「都市階級・地方別1世帯当たり1か月間の収入と支出(全世帯)」の中都市の消費支出金額は、別表7「消費支出」の「消費支出」欄の各金額であることが認められる。よって、原告の本件各係争年分の消費支出は、同表「生活費の額(①×②)」欄の各金額と推計することが合理的であると認められる。

(イ) 貸金庫使用料科目

証拠(乙23、24)によれば、原告名義の順号2の口座から引き落とされていた本件各係争年分の貸金庫使用料は、平成13年分ないし平成15年分は各1万0080円、平成16年分ないし平成18年分は各1万2600円であったことが認められる。

(ウ) 租税公課等科目

証拠(乙52)によれば、原告が本件係争年分に納付した所得税、固定資産税、国民健康保険税等及び市県民税は、平成13年分が52万7710円、平成14年分が53万5680円、平成15年分が61万3570円、平成16年分が66万5364円、平成17年分が60万0873円、平成18年分が58万6268円であったことが認められる。

(エ) 不動産所得に係る資本的支出科目

証拠(乙44)によれば、原告は、平成16年6月、原告の不動産につき143万9000円で外壁修理を行い、23万9000円でガス修理を行ったことが認められる。よって、平成16年における不動産所得に係る資本的支出は、前記各金額の合計である167万8000円となる。

また、証拠(乙46)によれば、原告は、平成18年12月、原告の不動産につき43万2000円でリフォーム工事を行ったことが認められる。よって、平成18年における不動産所得に係る資本的支出は43万2000円となる。

エ 調整項目減算額

(ア) 預金利息等科目

前記ア(ア)のとおり、別表3「預金残高」記載順号1ないし72(別表8「預金等利息受領額」記載順号1ないし22、24ないし73)の各口座に係る預金は原告に帰属する。

また、原告名義の別表8「預金等利息受領額」記載順号23の口座に係る預金は原告に帰属するものと認められるほか、前記ア(ア)e(c)及び弁論の全趣旨によれば、K信用金庫における証書式の定期預金の口座番号は顧客番号に預入番号が付されたものであって、同表順号74の口座番号の顧客番号に当たる部分が、前記ア(ア)iのとおり、原告に帰属することが認められる同表順号73の口座番号の顧客番号に当たる部分と同一であることが認められることからすると、同表順号74の口座に係る預金も、原告に帰属すると認められる。

そして、証拠(乙23、24)及び弁論の全趣旨によれば、原告が、本件各係争年分において、別表8「預金等利息受領額」記載順号1ないし74の各口座に係る預金について支払を受けた利息の金額は、同表のとおりであることが認められる。

(イ) 投資信託分配金等科目

証拠(乙23、24、54)及び弁論の全趣旨によれば、原告は、本件各係争年分において、別表9「投資信託分配金等受領額」記載順号1ないし16のとおり、投資信託分配金等の支払を受けたことが認められる。

(ウ) その他の収入科目

証拠(乙53)によれば、原告は、本件各係争年分において、別表10「その他の収入」記載順号1ないし8のとおり、その他の収入を得ていたことが認められる。

(エ) 不動産所得

証拠(乙41ないし46)によれば、原告は、平成13年分に103万1010円、平成14年分に101万4980円、平成15年分に60万8570円、平成16年分に150万6422円、平成17年分に181万7433円、平成18年分に153万1458円の不動産所得があったことが認められる。

(オ) 不動産所得に係る減価償却費科目

証拠(乙44ないし46)によれば、原告の前記(エ)のとおり不動産所得に係る減価償却費は、平成16年分が5万8142円、平成17年分が9万9672円、平成18年分が10万1810円であったことが認められる。

オ まとめ

以上の次第で、原告の本件各係争年分における資産項目における預金、有価証券等、投資信託(貸付信託)及び車両の各科目の金額は、別表2の1ないし6の各順号1ないし4のとおり、資産の部の合計額は、同順号5のとおり、負債の部の合計額は同順号6のとおり、調整項目加算額における消費支出、貸金庫使用料、租税公課等及び不動産所得に係る資本的支出の各科目の金額は、同順号9ないし12のとおり、調整項目加算額の合計額は、同順号13のとおり、調整項目減算額における預金利息等、投資信託分配金等、その他の収入、不動産所得及び不動産所得に係る減価償却費の各科目の金額は、同順号14ないし18のとおり、調整項目減算額の合計額は、同順号19のとおりとなり、資産負債増減法による推計の基礎となる前記各金額は、正確に把握されているといえる。

(4) 具体的な推計について

ア 前記(3)イのとおり、負債の部の合計はいずれの年も0円であるから、資産から負債を差し引いた差引純資産の額は同順号7「差引純資産の額」欄記載のとおりとなる。そして、原告の本件各係争年分における調整項目加算額の消費支出、貸金庫使用料、租税公課等、不動産所得に係る資本的支出は同順号9ないし12のとおりとなり、その合計は同順号13「調整項目加算額合計」欄記載のとおりとなる。また、原告の本件各係争年分の調整項目減算額の預金利息等、投資信託分配金等、その他収入、不動産所得、不動産所得に係る減価償却費は同順号14ないし18のとおりとなり、その合計は同順号19「調整項目減算額合計」欄記載のとおりとなる。そして、純資産の増加額(同順号8)に調整項目加算額合計(同順号13)を加えた金額から調整項目減算額(同順号19)を控除した金額は、同順号20「事業所得の金額」欄記載のとおりとなる。

そして、前記(3)オのとおり、原告の本件各係争年分についての事業所得の推計に当たって、基礎となる事実が正確に把握されているといえ、具体的な推計方法自体、できるだけ真実の所得に近似した数値が算出され得るような客観的なものといえる。

イ この点、原告は、被告が主張する資産負債増減法による推計では、①分離課税で納付済みの金融資産収入が事業所得となる危険があり、原告の事業実態を無視した過大な所得金額となる、②別表13「認定損益計算分析表」記載のとおり、原処分認定した売上金額を前提とすると異常な原価率となり、適正な原価率を前提にすると、別表14「適正原価率による

推計売上高及び推計所得金額の算定」記載のとおりとなる旨の主張をする。

しかしながら、前記(3)ウ、(4)アのとおり、本件各係争年分における事業所得の金額を算出するに当たっては、預金利息等収入を調整項目減算額として控除しており、分離課税で納付済みの金融資産収入が事業所得となることはないものであり、上記①の主張に理由はない。

また、別表13「認定損益計算分析表」の「更正処分の状況」の表の「売上金」欄記載の金額は、原告が本件各係争年分の確定申告書に記載した事業所得に係る総収入金額に、推計事業所得金額と申告事業所得金額の差額を加算したものの、同表の売上原価及び必要経費科目（水道料、給与賃金、外注工賃、地代家賃）の各金額は、原告の確定申告書において記載したものであるところ、そもそも、売上原価及び必要経費の金額には、適切な裏付けを欠くのであり、これらの金額を基礎として算出した原価率は何ら合理性がない。また、別表14「適正原価率による推計売上高及び推計所得金額の算定」記載の売上原価及び必要経費についても、適切な裏付けを欠く上、原告は、本件店舗のような大衆食堂における適正な原価率が35パーセントであることの合理的な根拠は何ら示していない。よって、これらの数値を基礎として算出した推計所得金額は、何らの合理性がないのであり、上記②の主張にも理由がない。

4 本件所得税各更正処分の適法性について

前記3のとおり、原告の本件各係争年分における事業所得が推計され、これを前提とする本件所得税各更正処分における納付すべき税額は、別紙4「本件所得税各更正処分の根拠」記載のとおり算定され、同1ないし6の各(4)記載のとおりとなる。そして、これらの税額は、本件所得税各更正処分における納付すべき税額（ただし、平成13年分、平成14年分、平成16年分及び平成17年分については別表1-2「課税の経緯（所得税）」の「審査裁決」欄の、平成15年分については別表1-4「本件所得税減額更正処分及び本件所得税重加算税変更決定処分の経緯」の「減額更正」欄の、平成18年分については別表1-2「課税の経緯（所得税）」の「更正処分及び賦課決定処分」欄の、いずれも「納付すべき税額」欄のとおり。）と同額であるか又はこれを上回る。

よって、本件所得税各更正処分は適法である。

5 争点1の3（本件所得税重加算税各賦課決定処分の適法性）について

前記1(2)、2(2)ないし(5)のとおり、原告が本件調査において提示した平成12年分簡易帳簿、平成14年分金銭出納帳、平成16年分金銭出納帳及び平成18年分金銭出納帳は、いずれも営業日における売上げの記載がないものがあり、また、Dにおける売上げについて、過少に記載している可能性が高いものである。また、前記3(3)ア(ア)cないしiのとおり、原告は、多数の仮名又は他人名義の預金口座を有して、これらに多額の預金をしていたことが認められる。これらの事実からすると、原告は、所得税の課税標準等又は税額等の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装し、その隠ぺいし、又は仮装したところに基づき、それぞれ本件各係争年分について納税申告書を提出したといえる。

そして、本件各係争年分について、本件所得税重加算税各賦課決定処分により納付すべき税額は、別紙5「本件所得税重加算税各賦課決定処分の根拠」記載1ないし6のとおりとなり、これらの金額は、本件所得税重加算税各賦課決定処分（ただし、平成13年分、平成14年分、平成16年分及び平成17年分については別表1-2「課税の経緯（所得税）」の「審査裁決」欄の、平成15年分については別表1-4「本件所得税減額更正処分及び本件所得税重加算税変更決定

処分の経緯」の「減額更正」欄の、平成18年分については別表1-2「課税の経緯（所得税）」の「更正処分及び賦課決定処分」欄の、いずれも「重加算税」欄のとおり。）といずれも同額であるから、本件所得税重加算税各賦課決定処分は適法である。

6 争点2の1（本件消費税等各決定処分及び本件消費税等各更正処分の適法性）について

(1) 前記2(1)、(3)ないし(5)のとおり的事実からすると、処分行政庁は、本件各課税期間における原告の課税標準額を実額で把握することができなかつたのであり、推計課税の必要性が認められる。

そして、被告は、前記3のとおり本件所得税各更正処分に当たって資産負債増減法によって推計した本件各係争年分における事業所得と、原告が当初申告していた事業所得の金額の差額を収入の一部として、これと原告が当初申告した事業所得に係る収入金額を合算したものが、原告の事業所得に係る収入金額であるとする。事業所得とは、その事業に係る総収入金額から必要経費を控除したものであるから（所得税法27条2項参照）、収入を超えるものではないといえる。また、本件各課税期間において、原告に非課税となる資産の譲渡等（消費税法6条1項、2項）、免税となる課税資産の譲渡等（同法7条1項）があったとの事情も窺えない。そうだとすると、上記の方法は、原告の本件各課税期間における課税標準額を推計するに当たって控えめな推計になるというべきであり、合理性があるといえる。

(2)ア また、前記2(1)のとおり、原告は、本件調査において、平成15年課税期間については医療費の領収書（別紙3順号18）以外何らの帳簿書類を提出せず、平成17年課税期間については全く帳簿書類を提出しなかつたことが認められる。そうだとすると、原告は、前記各課税期間の課税仕入れ等の税額の控除に係る帳簿及び請求書等を保存していなかつたといえるのであり、消費税法30条7項に基づき、同条1項が規定する仕入税額控除の適用はないというべきである。

イ この点、原告作成に係る陳述書（甲3）には、審査請求の段階になって、平成15年及び平成17年の帳簿が発見されたため、国税不服審判所に対して、前記各課税期間における消費税に関する処分を寛大にして欲しい旨のM税理士作成に係る陳述書（甲4）を提出した旨の記載がある。

しかしながら、前記各帳簿が、消費税法30条が規定する帳簿であることは明らかではなく、また、事業者が消費税法施行令50条1項の定めるとおり、同法30条7項に規定する帳簿又は請求書等を整理し、これらを所定の期間及び場所において、同法62条に基づく税務職員による検査に当たって適時にこれを提示することが可能なように態勢を整えて保存していなかつた場合は、同法30条7項の「事業者が当該課税期間の課税仕入れ等の税額の控除に係る帳簿又は請求書等を保存しない場合」に当たるといふべき（最高裁判所平成16年12月16日第一小法廷判決・民集58巻9号2458頁）ところ、原告は、本件調査時において、前記態勢にあったことを具体的に主張、立証しない。

よって、原告作成に係る陳述書（甲3）及びM税理士作成に係る陳述書（甲4）の記載は、前記アの判断を左右するものではない。

(3) 以上を前提に、本件消費税等各決定処分及び本件消費税等各更正処分における原告が納付すべき消費税額及び地方消費税額は、別紙6「本件消費税等各決定処分及び本件消費税等各更正処分の根拠」記載のとおり算定され、消費税額については同1ないし4の各(5)、地方消費税額については同各(7)のとおりとなり、これらの金額は、前記各処分における納付すべき消

費税額及び地方消費税額（ただし、平成15年課税期間については別表1-5「本件消費税等減額更正処分及び本件消費税等加算税変更決定処分の経緯」の「減額更正」の「納付すべき消費税額」欄及び「納付すべき譲渡割額」欄参照。平成16年課税期間及び平成17年課税期間については別表1-3「課税の経緯（消費税等）」の「審査裁決」欄の、平成18年課税期間については同表「更正処分及び賦課決定処分」欄の、いずれも「納付すべき消費税額」及び「納付すべき地方消費税額」欄のとおり。）と同額であるか又はこれを上回る。

よって、本件消費税等各決定処分及び本件消費税等各更正処分は、いずれも適法である。

7 争点2の2（本件消費税等無申告加算税各賦課決定処分の適法性）について

前記6のとおり、平成15年課税期間及び平成16年課税期間の消費税等の各決定処分は適法であるところ、前記前提事実(2)アのとおり、原告は、平成15年課税期間及び平成16年課税期間の消費税等について確定申告書を提出しなかったものであるが、本件記録を精査しても、かかる申告をしなかったことについて正当な理由（通則法66条1項ただし書）があったことは何ら窺えない。

そして、本件消費税等無申告加算税各賦課決定処分により納付すべき税額は、別紙7「本件消費税等無申告加算税各賦課決定処分の根拠」記載1及び2のとおりとなり、これらの金額は、同処分における納付すべき税額（ただし、平成15年課税期間については別表1-5「本件消費税等減額更正処分及び本件消費税等加算税変更決定処分の経緯」の「減額更正」欄の「無申告加算税の額」欄のとおり。平成16年課税期間については別表1-3「課税の経緯（消費税等）」の「審査裁決」欄の「無申告加算税額」欄のとおり。）といずれも同額である。

よって、本件所得税無申告加算税各賦課決定処分は適法である。

8 争点2の3（本件消費税等過少申告加算税賦課決定処分の適法性）について

前記6のとおり、平成17年課税期間の消費税等の更正処分は適法であるところ、前記前提事実(2)にも照らすと、原告が同課税期間の消費税の確定申告において、納付すべき税額を過少に申告したこととなる。そして、本件記録を精査しても、原告が、納付すべき税額の計算の基礎となった事実のうちその更正前の税額の計算の基礎とされていなかったことについて正当な理由（通則法65条4項）があったことは何ら窺えない。

そして、本件消費税等過少申告加算税賦課決定処分により納付すべき税額は、別紙8「本件消費税等過少申告加算税賦課決定処分の根拠」記載のとおりとなり、この金額は、同処分における納付すべき税額（ただし、別表1-3「課税の経緯（消費税等）」の「審査裁決」欄の「過少申告加算税」欄のとおり。）と同額である。

よって、本件消費税等過少申告加算税賦課決定処分は適法である。

9 争点2の4（本件消費税等重加算税各賦課決定処分の適法性）について

前記6のとおり、本件消費税等各決定処分及び本件消費税等各更正処分は適法であるところ、前記1(2)、2(1)ないし(5)、3(3)ア(ア)cないしiのとおり、原告は、消費税の課税標準等又は税額等の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装し、平成15年課税期間及び平成16年課税期間については、その隠ぺいし、又は仮装したところに基づき法定申告期限までに納税申告書を提出せず（通則法68条2項）、平成17年課税期間及び平成18年課税期間については、その隠ぺいし、又は仮装したところに基づき、納税申告書を提出した（同条1項）といえる。

そして、本件各課税期間について、本件消費税等重加算税各賦課決定処分により納付すべき税

額は、別紙9「本件所得税重加算税各賦課決定処分の根拠」記載1ないし4のとおりとなり、これらの金額は、同処分における納付すべき税額（ただし、平成15年課税期間については別表1-5「本件消費税等減額更正処分及び本件消費税等加算税変更決定処分の経緯」の「減額更正」欄の「重加算税の額」欄のとおり。平成16年課税期間及び平成17年課税期間については別表1-3「課税の経緯（消費税等）」の「審査裁決」欄の、平成18年課税期間については同表「更正処分及び賦課決定処分」欄の、いずれも「重加算税」欄のとおり。）といずれも同額である。

よって、本件消費税等重加算税各賦課決定処分は適法である。

第4 結論

以上の次第で、原告の請求は、いずれも理由がないから、これらを棄却することとし、主文のとおり判決する。

さいたま地方裁判所第4民事部

裁判長裁判官 原 啓一郎

裁判官 古河 謙一

裁判官 猪坂 剛

請求目録

- 1 西川口税務署長が平成20年2月21日付けで原告に対して行った平成12年分以降の青色申告の承認の取消処分を取り消す。
- 2 西川口税務署長が平成20年2月21日付けで原告に対して行った平成13年分の所得税に係る更正処分のうち、総所得金額127万0192円、納付すべき税額1200円を超える部分及び重加算税賦課決定処分（ただし、いずれも平成22年3月29日付け裁決により一部取り消された後のもの）を取り消す。
- 3 西川口税務署長が平成20年2月21日付けで原告に対して行った平成14年分の所得税に係る更正処分のうち、総所得金額125万1030円、納付すべき税額1400円を超える部分及び重加算税賦課決定処分（ただし、いずれも平成22年3月29日付け裁決により一部取り消された後のもの）を取り消す。
- 4 西川口税務署長が平成20年2月21日付けで原告に対して行った平成15年分の所得税に係る更正処分のうち、同年分に生じた純損失の金額124万0756円と総所得金額1447万2455円との差額1571万3211円に相当する部分、納付すべき税額0円を超える部分及び重加算税賦課決定処分（ただし、重加算税賦課決定は平成23年8月22日付け更正及び変更決定により一部更正及び変更された後のもの）を取り消す。
- 5 西川口税務署長が平成20年2月21日付けで原告に対して行った平成16年分の所得税に係る更正処分のうち、同年分に生じた純損失の金額55万1961円と総所得金額1929万4171円との差額1984万6132円に相当する部分、納付すべき税額0円を超える部分及び重加算税賦課決定処分（ただし、重加算税賦課決定は平成22年3月29日付け裁決により一部取り消された後のもの）を取り消す。
- 6 西川口税務署長が平成20年2月21日付けで原告に対して行った平成17年分の所得税に係る更正処分のうち、同年分に生じた純損失の金額286万5000円と総所得金額2627万6478円との差額2914万1478円に相当する部分、納付すべき税額0円を超える部分及び重加算税賦課決定処分（ただし、重加算税賦課決定は平成22年3月29日付け裁決により一部取り消された後のもの）を取り消す。
- 7 西川口税務署長が平成20年2月21日付けで原告に対して行った平成18年分の所得税に係る更正処分のうち、同年分に生じた純損失の金額191万9694円と総所得金額1725万4415円との差額1917万4109円に相当する部分、納付すべき税額0円を超える部分及び重加算税賦課決定処分を取り消す。
- 8 西川口税務署長が平成20年2月21日付で原告に対して行った平成15年1月1日から同年12月31日までの課税期間の消費税及び地方消費税の決定処分並びに無申告加算税及び重加算税賦課決定処分（ただし、消費税及び地方消費税の決定処分並びに重加算税賦課決定処分については、平成23年8月22日付け更正及び変更決定により一部更正及び変更された後のもの）を取り消す。
- 9 西川口税務署長が平成20年2月21日付で原告に対して行った平成16年1月1日から同年12月31日までの課税期間の消費税及び地方消費税の決定処分並びに無申告加算税及び重加算税賦課決定処分（ただし、消費税及び地方消費税の決定処分並びに重加算税賦課決定処分については、平成22年3月29日付け裁決により一部取り消された後のもの）を取り消す。

- 10 西川口税務署長が平成20年2月21日付で原告に対して行った平成17年1月1日から同年12月31日までの課税期間の消費税及び地方消費税の更正処分のうち、納付すべき消費税額20万3900円及び納付すべき地方消費税額5万0900円を超える部分並びに過少申告加算税及び重加算税の賦課決定処分（ただし、消費税及び地方消費税の更正処分並びに重加算税賦課決定処分については、平成22年3月29日付け裁決により一部取り消された後のもの）を取り消す。
- 11 西川口税務署長が平成20年2月21日付で原告に対して行った平成18年1月1日から同年12月31日までの課税期間の消費税及び地方消費税の更正処分のうち、納付すべき消費税額22万8300円及び納付すべき地方消費税額5万7000円を超える部分並びに重加算税の賦課決定処分を取り消す。

本件における各処分に関する略語表

略語	処分名等
本件青色取消処分	平成20年2月21日付けの平成12年分以降の青色申告の承認の取消処分
本件各係争年分	平成13年分ないし平成18年分
本件所得税各更正処分	平成20年2月21日付けの本件各係争年分の所得税の各更正処分
本件所得税重加算税各賦課決定処分	平成20年2月21日付けの本件各係争年分の各重加算税賦課決定処分
本件所得税減額更正処分	平成23年8月22日付けの平成15年分の所得税の減額更正処分
本件所得税重加算税変更決定	平成23年8月22日付けの平成15年分の所得税重加算税の変更決定処分
本件所得税各処分	本件所得税各更正処分及び本件所得税重加算税各賦課決定処分
平成12年分所得税各処分	平成20年2月21日付けの平成12年分の所得税の更正処分並びに過少申告加算税及び重加算税の賦課決定処分
消費税等	消費税及び地方消費税
本件消費税等各決定処分	平成20年2月21日付けの平成15年課税期間及び平成16年課税期間の消費税等の各決定処分
本件消費税等無申告加算税各賦課決定処分	平成20年2月21日付けの平成15年課税期間及び平成16年課税期間の無申告加算税の各賦課決定処分
本件消費税等各更正処分	平成20年2月21日付けの平成17年課税期間及び平成18年課税期間の消費税等の各更正処分
本件消費税等過少申告加算税各賦課決定処分	平成20年2月21日付けの平成17年課税期間の消費税等に係る過少申告加算税の賦課決定処分
本件各課税期間	平成15年課税期間ないし平成18年課税期間
本件消費税等重加算税各賦課決定処分	本件各課税期間の消費税等の重加算税の賦課決定処分
本件消費税等減額更正処分	平成23年8月22日付けの平成15年課税期間に係る消費税等の減額更正処分
本件消費税等重加算税変更決定	平成23年8月22日付けの平成15年課税期間に係る消費税等の重加算税の変更決定
本件消費税等各処分	本件消費税等各決定処分、本件消費税等無申告加算税各賦課決定処分、本件消費税等各更正処分、本件消費税等過少申告加算税各賦課決定処分及び本件消費税等重加算税各賦課決定処分
平成14年消費税等各処分	平成20年2月21日付けの平成14年課税期間に係る消費税等の決定処分、無申告加算税及び重加算税の各賦課決定処分
本件課税処分	本件青色取消処分、本件所得税各処分及び本件消費税等各処分

順号	名称等		数量等
1	平成19年分	金銭出納帳と題する帳簿	1冊
2	平成19年分	平成19年10月3日の支払を証する書類	一式
3	従業員と思われる氏名と押印（又は母印）がある大学ノート		1冊
4	平成19年分	給料と題する帳簿	1冊
5	平成18年分	仕入れ等に係る請求書、納品書及び領収証の一部 （ビニール袋詰めのもの）	41袋
6	原告名義のK信用金庫西川口支店（口座番号 ）の預金通帳		1通
7	原告名義のL信用金庫西川口支店（口座番号 ）の預金通帳		1通
8	原告名義のE信用金庫本店営業部（口座番号 ）の預金通帳		1通
9	原告名義のS銀行浦和支店（口座番号 ）の預金通帳		1通
10	原告名義のT銀行（j）（記号番号 ）の貯金通帳		1通
11	丙名義のU銀行西川口支店（口座番号 ）の預金通帳		1通
12	平成12年分	現金式簡易帳簿と題する帳簿	1冊
13	平成12年分	経費と題する帳簿	1冊
14	平成12年分	給料明細と題する帳簿	一式
15	平成12年分	C発行の平成12年2月5日付の領収証	1通
16	平成14年分	金銭出納帳と題する帳簿	1冊
17	平成14年分	売上と題する帳簿	1冊
18	平成15年分	医療費の領収証（封筒又はビニール袋詰めのもの）	1袋
19	平成16年分	金銭出納帳と題する帳簿	1冊
20	平成16年分	売上と題する帳簿	1冊
21	平成16年分	給料と題する帳簿	一式
22	平成16年分	不動産関係の領収証の写し（封筒詰めのもの）	1袋
23	平成16年分	医療費の領収証（封筒又はビニール袋詰めのもの）	1袋
24	平成18年分	金銭出納帳と題する帳簿	1冊
25	平成18年分	不動産所得の内訳書	1部
26	平成18年分	医療費の領収証（封筒又はビニール袋詰めのもの）	1袋

本件所得税各更正処分の根拠

各表題に記載された順号は、別表11「本件各係争年分の所得税の額」の各係争年に対応する順号である。

1 平成13年分

(1) 総所得金額 (④) 1930万9236円

上記金額は、次のアないしウの金額の合計額である。

ア 事業所得の金額 (①) 1821万1226円

上記金額は、原告の平成13年12月31日現在の純資産額8億5474万4665円(別表2-1「平成13年分の事業所得の金額」の「平成13年12月31日現在」欄の順号7)と平成13年1月1日現在の純資産額8億3184万1796円(同表「平成13年1月1日現在」欄の順号7)との差額に、調整項目加算額275万0194円(同表の順号13)を加算して調整項目減算額744万1837円(同表の順号19)を控除した金額である(同表の順号20)。

イ 不動産所得の金額 (②) 103万1010円

上記金額は、本件青色取消処分に基づき、租税特別措置法(以下「措置法」という。)25条の2第1項1号の規定の適用がなくなるため、原告が処分行政庁に提出した平成13年分の所得税の確定申告書(以下「平成13年分所得税確定申告書」という。乙2)に添付した青色申告決算書(不動産所得用)(乙41)に記載された「青色申告特別控除前の所得金額」欄の金額となる。

ウ 雑所得の金額 (③) 6万7000円

上記金額は、株式会社V生命保険(以下「V生命」という。)からの年金受領額50万円から必要経費となる掛金43万3000円を控除した後の金額である。

(2) 所得控除の額の合計額 (⑩) 71万7065円

上記金額は、次のアないしオの額の合計額である。

ア 医療費控除の額 (⑤) 8万2465円

上記金額は、原告が平成13年分の支払医療費の金額18万2465円について、所得税法73条1項の規定に基づき計算した金額である。

イ 社会保険料控除の額 (⑥) 20万1600円

上記金額は、原告が平成13年分所得税確定申告書に記載した社会保険料控除の額と同額である。

ウ 生命保険料控除の額 (⑦) 5万円

上記金額は、原告が平成13年分所得税確定申告書に記載した生命保険料控除の額と同額である。

エ 損害保険料控除の額 (⑧) 3000円

上記金額は、原告が平成13年分所得税確定申告書に記載した損害保険料控除の額と同額である。

オ 基礎控除の額 (⑨) 38万円

(3) 課税総所得金額 (⑪) 1859万2000円

上記金額は、上記(1)の総所得金額1930万9236円から上記(2)の所得控除の額の合計額71万7065円を控除した後の金額（ただし、国税通則法〔以下「通則法」という。〕118条1項の規定により1000円未満の端数を切り捨てた後のもの。）である。

(4) 納付すべき税額 (14) 413万9000円

上記金額は、次のアの金額からイの金額を差し引いた後の金額（ただし、通則法119条1項の規定により100円未満の端数を切り捨てた後のもの。）である。

ア 課税総所得金額に対する税額 (12) 438万9040円

上記金額は、上記(3)の課税総所得金額1859万2000円に所得税法89条1項（平成18年法律第10号による改正前のもの。以下同じ。）の税率（経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律〔平成18年法律第10号による廃止前のもの。以下「負担軽減法」という。〕4条の特例を適用したもの。以下同じ。）を乗じて算出した金額である。

イ 定率減税額 (13) 25万円

上記金額は、負担軽減法（平成17年法律21号による改正前のもの。以下「旧負担軽減法」という。）6条2項により算定した金額である。

2 平成14年分

(1) 総所得金額 (4) 1362万1327円

上記金額は、次のアないしウの金額の合計額である。

ア 事業所得の金額 (1) 1253万9347円

上記金額は、原告の平成14年12月31日現在の純資産額8億7301万1073円（別表2-2「平成14年分の事業所得の金額」の「平成14年12月31日現在」欄の順号7）と平成14年1月1日現在の純資産額8億5474万4665円（同表「平成14年1月1日現在」欄の順号7）との差額に、調整項目加算額266万4408円（同表順号13）を加算して調整項目減算額839万1469円（同表順号19）を控除した金額である（同表順号20）。

イ 不動産所得の金額 (2) 101万4980円

上記金額は、本件青色取消処分に基づき、措置法25条の2第1項1号の規定の適用がなくなるため、原告が処分行政庁に提出した平成14年分の所得税の確定申告書（以下「平成14年分所得税確定申告書」という。乙3）に添付した青色申告決算書（不動産所得用）（乙42号証）に記載された「青色申告特別控除前の所得金額」欄の金額となる。

ウ 雑所得の金額 (3) 6万7000円

上記金額は、V生命からの年金受領額50万円から必要経費となる掛金43万3000円を控除した後の金額である。

(2) 所得控除の額の合計額 (10) 69万9430円

上記金額は、次のアないしエの額の合計額である。

ア 社会保険料控除の額 (6) 27万2200円

上記金額は、原告が平成14年分所得税確定申告書に記載した社会保険料控除の額と同額である。

イ 生命保険料控除の額 (7) 4万4230円

上記金額は、原告が平成14年分所得税確定申告書に記載した生命保険料控除の額と同額である。

ウ 損害保険料控除の額 (⑧) 3000円

上記金額は、原告が平成14年分所得税確定申告書に記載した損害保険料控除の額と同額である。

エ 基礎控除の額 (⑨) 38万円

(3) 課税総所得金額 (⑩) 1292万1000円

上記金額は、上記(1)の総所得金額1362万1327円から上記(2)の所得控除の額の合計額69万9430円を控除した後の金額(ただし、通則法118条1項の規定により1000円未満の端数を切り捨てた後のもの。)である。

(4) 納付すべき税額 (⑭) 239万6300円

上記金額は、次のアの金額からイの金額を差し引いた後の金額である。

ア 課税総所得金額に対する税額 (⑫) 264万6300円

上記金額は、上記(3)の課税総所得金額1292万1000円に所得税法89条1項の税率を乗じて算出した金額である。

イ 定率減税額 (⑬) 25万円

上記金額は、旧負担軽減法6条2項により算定した金額である。

3 平成15年分

(1) 総所得金額 (④) 1447万2455円

上記金額は、次のアないしウの金額の合計額である。

ア 事業所得の金額 (①) 1378万6221円

上記金額は、原告の平成15年12月31日現在の純資産額9億0156万1432円(別表2-3「平成15年分の事業所得の金額」の「平成15年12月31日現在」欄の順号7)と平成15年1月1日現在の純資産額8億7301万1073円(同表「平成15年1月1日現在」欄の順号7)との差額に、調整項目加算額276万2086円(同表順号13)を加算して調整項目減算額1752万6224円(同表順号19)を控除した金額である(同表順号20)。

イ 不動産所得の金額 (②) 60万8570円

上記金額は、本件青色取消処分に基づき、措置法25条の2第1項1号の規定の適用がなくなるため、原告が処分行政庁に提出した平成15年分の所得税の確定申告書(以下「平成15年分所得税確定申告書」という。乙4)に添付した青色申告決算書(不動産所得用)(乙43)に記載された「青色申告特別控除前の所得金額」欄の金額となる。

ウ 雑所得の金額 (③) 7万7664円

上記金額は、V生命からの年金受領額76万6668円から必要経費となる掛金68万9004円を控除した後の金額である。

(2) 所得控除の額の合計額 (⑩) 70万9800円

上記金額は、次のア及びイの額の合計額である。

ア 社会保険料控除の額 (⑥) 32万9800円

上記金額は、原告が平成15年中に支払った社会保険料の金額である(乙14)。

イ 基礎控除の額 (⑨) 38万円

(3) 課税総所得金額 (⑩) 1376万2000円

上記金額は、上記(1)の総所得金額1447万2455円から上記(2)の所得控除の額の合計額70万9800円を控除した後の金額(ただし、通則法118条1項の規定により1000円未満の

端数を切り捨てた後のもの。)である。

(4) 納付すべき税額 (⑭) 264万8600円

上記金額は、次のアの金額からイの金額を差し引いた後の金額である。

ア 課税総所得金額に対する税額 (⑫) 289万8600円

上記金額は、上記(3)の課税総所得金額1376万2000円に所得税法89条1項の税率を乗じて算出した金額である。

イ 定率減税額 (⑬) 25万円

上記金額は、旧負担軽減法6条2項により算定した金額である。

4 平成16年分

(1) 総所得金額 (④) 2028万1525円

上記金額は、次のアないしウの金額の合計額である。

ア 事業所得の金額 (①) 1869万2107円

上記金額は、原告の平成16年12月31日現在の純資産額9億3302万8910円(別表2-4「平成16年分の事業所得の金額」の「平成16年12月31日現在」欄の順号7)と平成16年1月1日現在の純資産額9億0156万1432円(同表「平成16年1月1日現在」欄の順号7)との差額に、調整項目加算額443万6128円(同表順号13)を加算して調整項目減算額1721万1499円(同表順号19)を控除した金額である(同表順号20)。

イ 不動産所得の金額 (②) 150万6422円

上記金額は、本件青色取消処分に基づき、措置法25条の2第1項1号の規定の適用がなくなるため、原告が処分行政庁に提出した平成16年分の所得税の確定申告書(以下「平成16年分所得税確定申告書」という。乙5)に添付した青色申告決算書(不動産所得用)(乙44)に記載された「青色申告特別控除前の所得金額」欄の金額となる。

ウ 雑所得の金額 (③) 8万2996円

上記金額は、V生命からの年金受領額90万円から必要経費となる掛金81万7004円を控除した後の金額である。

(2) 所得控除の額の合計額 (⑩) 62万9200円

上記金額は、次のアないしウの額の合計額である。

ア 医療費控除の額 (⑤) 6万8500円

上記金額は、平成16年分の支払医療費の金額16万8500円について、所得税法73条1項の規定に基づき計算した金額である。

イ 社会保険料控除の額 (⑥) 18万0700円

上記金額は、原告が平成16年中に支払った社会保険料の金額である。

ウ 基礎控除の額 (⑨) 38万円

(3) 課税総所得金額 (⑪) 1965万2000円

上記金額は、上記(1)の総所得金額2028万1525円から上記(2)の所得控除の額の合計額62万9200円を控除した後の金額(ただし、通則法118条1項の規定により1000円未満の端数を切り捨てた後のもの。)である。

(4) 納付すべき税額 (⑭) 453万1200円

上記金額は、次のアの金額からイの金額を差し引いた後の金額(ただし、通則法119条1項の規定により100円未満の端数を切り捨てた後のもの。)である。

ア 課税総所得金額に対する税額 (12) 478万1240円
上記金額は、上記(3)の課税総所得金額1965万2000円に所得税法89条1項の税率を乗じて算出した金額である。

イ 定率減税額 (13) 25万円
上記金額は、旧負担軽減法6条2項により算定した金額である。

5 平成17年分

(1) 総所得金額 (4) 2795万6449円
上記金額は、次のアないしウの金額の合計額である。

ア 事業所得の金額 (1) 2520万2641円
上記金額は、原告の平成17年12月31日現在の純資産額9億8788万0775円(別表2-5「平成17年分の事業所得の金額」の「平成17年12月31日現在」欄の順号7)と平成17年1月1日現在の純資産額9億3302万8910円(同表「平成17年1月1日現在」欄の順号7)との差額に、調整項目加算額274万7445円(同表順号13)を加算して調整項目減算額3239万6669円(同表順号19)を控除した金額である(同表順号20)。

イ 不動産所得の金額 (2) 181万7433円
上記金額は、本件青色取消処分に基づき、措置法25条の2第1項1号の規定の適用がなくなるため、原告が処分行政庁に提出した平成17年分の所得税の確定申告書(以下「平成17年分所得税確定申告書」という。乙6)に添付した青色申告決算書(不動産所得用)(乙45)に記載された「青色申告特別控除前の所得金額」欄の金額となる。

ウ 雑所得の金額 (4) 93万6375円
上記金額は、平成17年分の為替差益の金額85万3379円(別表9「投資信託分配金等受領額」の「平成17年分」欄の順号13)と、V生命からの年金受領額90万円から必要経費となる掛金81万7004円を控除した後の金額8万2996円との合計額である。

(2) 所得控除の額の合計額 (10) 62万4600円
上記金額は、次のア及びイの額の合計額である。

ア 社会保険料控除の額 (6) 24万4600円
上記金額は、原告が平成17年中に支払った社会保険料の金額である。

イ 基礎控除の額 (9) 38万円

(3) 課税総所得金額 (11) 2733万1000円
上記金額は、上記(1)の総所得金額2795万6449円から上記(2)の所得控除の額の合計額62万4600円を控除した後の金額(ただし、通則法118条1項の規定により1000円未満の端数を切り捨てた後のもの。)である。

(4) 納付すべき税額 (14) 737万2400円
上記金額は、次のアの金額からイの金額を差し引いた後の金額(ただし、通則法119条1項の規定により100円未満の端数を切り捨てた後のもの。)である。

ア 課税総所得金額に対する税額 (12) 762万2470円
上記金額は、上記(3)の課税総所得金額2733万1000円に所得税法89条1項の税率を乗じて算出した金額である。

イ 定率減税額 (13) 25万円
上記金額は、旧負担軽減法6条2項により算定した金額である。

6 平成18年分

(1) 総所得金額 (④) 1836万3686円

上記金額は、次のアないしウの金額の合計額である。

ア 事業所得の金額 (①) 1674万9232円

上記金額は、原告の平成18年12月31日現在の純資産額10億2303万2049円(別表2-6「平成18年分の事業所得の金額」の「平成18年12月31日現在」欄の順号7)と平成18年1月1日現在の純資産額9億8788万0775円(同表「平成18年1月1日現在」欄の順号7)との差額に、調整項目加算額299万9756円(同表順号13)を加算して調整項目減算額2140万1798円(同表順号19)を控除した金額である(同表順号20)。

イ 不動産所得の金額 (②) 153万1458円

上記金額は、本件青色取消処分に基づき、措置法25条の2第1項1号の規定の適用がなくなるため、原告が処分行政庁に提出した平成18年分の所得税の確定申告書(以下「平成18年分所得税確定申告書」という。乙7)に添付した青色申告決算書(不動産所得用)(乙46)に記載された「青色申告特別控除前の所得金額」欄の金額となる。

ウ 雑所得の金額 (③) 8万2996円

上記金額は、V生命からの年金受領額90万円から必要経費となる掛金81万7004円を控除した後の金額である。

(2) 所得控除の額の合計額 (⑩) 71万6625円

上記金額は、原告が平成18年分所得税確定申告書に記載した所得控除の額の合計額と同額である。

(3) 課税総所得金額 (⑪) 1764万7000円

上記金額は、上記(1)の総所得金額1836万3686円から上記(2)の所得控除の額の合計額71万6625円を控除した後の金額(ただし、通則法118条1項の規定により1000円未満の端数を切り捨てた後のもの。)である。

(4) 納付すべき税額 (⑭) 393万9100円

上記金額は、次のアの金額からイの金額を差し引いた後の金額である。

ア 課税総所得金額に対する税額 (⑫) 406万4100円

上記金額は、上記(3)の課税総所得金額1764万7000円に所得税法89条1項の税率を乗じて算出した金額である。

イ 定率減税額 (⑬) 12万5000円

上記金額は、負担軽減法6条2項により算定した金額である。

本件所得税重加算税各賦課決定処分の根拠

- 1 平成13年分 31万5000円

上記金額は、通則法68条1項の規定に基づき、本件所得税各更正処分によって、原告が新たに納付することとなった平成13年分の所得税額91万5200円のうち、隠ぺい又は仮装に係る税額90万円（ただし、通則法118条3項の規定に基づき1万円未満の端数金額を切り捨てた後のもの。）に100分の35の割合を乗じて算出した金額である。

なお、新たに納付すべき税額91万5200円のうち、8400円については、本件青色取消処分によって不動産所得に係る青色申告特別控除の額が認められなくなったことと、同事実のみに基づいて更正をした場合に減額することとなる医療費控除の額によって増加した税額であるから、隠ぺい又は仮装に基づく税額とは認められない。
- 2 平成14年分 32万9000円

上記金額は、通則法68条1項の規定に基づき、本件所得税各更正処分によって、原告が新たに納付することとなった平成14年分の所得税額94万9300円のうち、隠ぺい又は仮装に係る税額94万円（ただし、通則法118条3項の規定に基づき1万円未満の端数金額を切り捨てた後のもの。）に100分の35の割合を乗じて算出した金額である。

なお、新たに納付すべき税額94万9300円のうち、8400円については、本件青色取消処分によって不動産所得に係る青色申告特別控除の額が認められなくなったことと、同事実のみに基づいて更正をした場合に減額することとなる医療費控除の額によって増加した税額であるから、隠ぺい又は仮装に基づく税額とは認められない。
- 3 平成15年分 92万4000円

上記金額は、通則法68条1項の規定に基づき、本件所得税各更正処分によって、原告が新たに納付することとなった平成15年分の所得税額264万円（ただし、通則法118条3項の規定に基づき1万円未満の端数金額を切り捨てた後のもの。）に100分の35の割合を乗じて算出した金額である。
- 4 平成16年分 146万6500円

上記金額は、通則法68条1項の規定に基づき、本件所得税各更正処分によって、原告が新たに納付することとなった平成16年分の所得税額419万円（ただし、通則法118条3項の規定に基づき1万円未満の端数金額を切り捨てた後のもの。）に100分の35の割合を乗じて算出した金額である。
- 5 平成17年分 236万2500円

上記金額は、通則法68条1項の規定に基づき、本件所得税各更正処分によって、原告が新たに納付することとなった平成17年分の所得税額675万円（ただし、通則法118条3項の規定に基づき1万円未満の端数金額を切り捨てた後のもの。）に100分の35の割合を乗じて算出した金額である。
- 6 平成18年分 126万円

上記金額は、通則法68条1項の規定に基づき、本件所得税各更正処分によって、原告が新たに納付することとなった平成18年分の所得税額360万円（ただし、通則法118条3項の規定に基づき1万円未満の端数金額を切り捨てた後のもの。）に100分の35の割合を乗じて算出した金額である。

ある。

本件消費税等各決定処分及び本件消費税等各更正処分の根拠

各表題に記載された順号は、別表12-1「本件各課税期間の納付すべき消費税等の金額」の各課税期間に対応する順号である。

1 平成15年課税期間

(1) 課税売上高(1) 4041万2397円

上記金額は、平成15年課税期間の原告の事業所得に係る課税売上高(別表12の1「本件各課税期間の納付すべき消費税等の金額」の「平成15年課税期間」欄の順号1)である。

被告が主張する原告の平成15年分の事業所得の金額1378万6221円と原告が平成15年分所得税確定申告書に記載した事業所得の金額△174万9326円(乙4)との差額1553万5547円が、原告の事業所得に係る計上漏れの売上金額と認められることから、原告が平成15年分所得税確定申告書に記載した事業所得の収入金額2487万6850円に当該差額を加算して、平成15年課税期間の原告の事業所得に係る課税売上高を算出した(別表12の2「消費税の課税売上額」の「平成15年課税期間」欄参照)。

(2) 課税標準額(2) 3848万7000円

上記金額は、消費税法28条の規定により、前記(1)の課税売上高4041万2397円に、105分の100を乗じて(課税売上高に含まれる消費税等の5パーセント相当額を除外したもの)、通則法118条1項により1000円未満の端数を切り捨てた後の金額である。

(3) 課税標準額に対する消費税額(3) 153万9480円

上記金額は、消費税法29条の規定により、前記(2)の課税標準額3848万7000円に消費税の税率100分の4を乗じて算出した金額である。

(4) 控除対象仕入税額(4) 0円

本件は、消費税法30条7項に規定する「事業者が当該課税期間の課税仕入れ等の税額の控除に係る帳簿及び請求書等を保存しない場合」に該当することから、同法30条1項の適用はない。

(5) 納付すべき消費税額(5) 153万9400円

上記金額は、前記(3)の課税標準額に対する消費税額153万9480円から前記(4)の控除対象仕入税額0円を控除した金額である(ただし、通則法119条1項の規定により、100円未満の端数を切り捨てた後のもの)。

(6) 地方消費税の課税標準となる消費税額(6) 153万9400円

上記金額は、前記(5)の納付すべき消費税額である(地方税法72条の77第2号、72条の82)。

(7) 納付すべき譲渡割額(7) 38万4800円

上記金額は、地方税法72条の83の規定により、前記(6)の地方消費税の課税標準額153万9400円に地方消費税の税率100分の25を乗じて算出した金額(ただし、地方税法20条の4の2第3項の規定により100円未満の端数を切り捨てた後のもの)である。

2 平成16年課税期間

(1) 課税売上高(1) 4297万5854円

上記金額は、平成16年課税期間の原告の事業所得に係る課税売上高(別表12-1「本件各課

税期間の納付すべき消費税等の金額」の「平成16年課税期間」欄の順号1)である。

被告が主張する原告の平成16年分の事業所得の金額1869万2107円と原告が平成16年分所得税確定申告書に記載した事業所得の金額△195万8383円(乙5)との差額2065万0490円が、原告の事業所得に係る計上漏れの売上金額と認められることから、原告が平成16年分所得税確定申告書に記載した事業所得の収入金額2232万5364円に当該差額を加算して、平成16年課税期間の原告の事業所得に係る課税売上高を算出した(別表12-2「消費税の課税売上額」の「平成16課税期間」欄参照)。

(2) 課税標準額(2) 4092万9000円

上記金額は、消費税法28条の規定により、前記(1)の課税売上高4297万5854円に、105分の100を乗じて(課税売上高に含まれる消費税等の5パーセント相当額を除外したもの)、通則法118条1項により1000円未満の端数を切り捨てた後の金額である。

(3) 課税標準額に対する消費税額(3) 163万7160円

上記金額は、消費税法29条の規定により、前記(2)の課税標準額4092万9000円に消費税の税率100分の4を乗じて算出した金額である。

(4) 控除対象仕入税額(4) 61万2412円

原告は、本件調査において、平成16年課税期間に係る請求書等を提示していないが、平成16年分金銭出納帳に記載された課税仕入れのうち、3万円未満の金額については、帳簿に記載があれば消費税法施行令49条1項1号の規定に基づき仕入れ控除の対象となるため、3万円未満の課税仕入れに係る支払対価の額の合計額に105分の4を乗じて算出した金額である。

(5) 納付すべき消費税額(5) 102万4700円

上記金額は、前記(3)の課税標準額に対する消費税額163万7160円から前記(4)の控除対象仕入税額61万2412円を控除した金額である(ただし、通則法119条1項の規定により、100円未満の端数を切り捨てた後のもの)。

(6) 地方消費税の課税標準となる消費税額(6) 102万4700円

上記金額は、前記(5)の納付すべき消費税額である(地方税法72条の77第2号、72条の82)。

(7) 納付すべき譲渡割額(7) 25万6100円

上記金額は、地方税法72条の83の規定により、前記(6)の地方消費税の課税標準額102万4700円に地方消費税の税率100分の25を乗じて算出した金額(ただし、地方税法20条の4の2第3項の規定により100円未満の端数を切り捨てた後のもの)である。

3 平成17年課税期間

(1) 課税売上高(1) 5237万9544円

上記金額は、平成17年課税期間の原告の事業所得に係る課税売上高(別表12-1「本件各課税期間の納付すべき消費税等の金額」の「平成17年課税期間」欄の順号1)である)である。

被告が主張する原告の平成17年分の事業所得の金額2520万2641円と原告が平成17年分所得税確定申告書に記載した事業所得の金額△458万2433円(乙6)との差額2978万5074円が、原告の事業所得に係る計上漏れの売上金額と認められることから、原告が平成17年分所得税確定申告書に記載した事業所得の収入金額2259万4470円に当該差額を加算して、平成17年課税期間の原告の事業所得に係る課税売上高を算出した(別表12-2「消費税の課税売上額」の「平成17年課税期間」欄参照)。

- (2) 課税標準額(2) 4988万5000円
上記金額は、消費税法28条の規定により、前記(1)の課税売上高5237万9544円に、105分の100を乗じて(課税売上高に含まれる消費税等の5パーセント相当額を除外したもの)、通則法118条1項により1000円未満の端数を切り捨てた後の金額である。
- (3) 課税標準額に対する消費税額(3) 199万5400円
上記金額は、消費税法29条の規定により、前記(2)の課税標準額4988万5000円に消費税の税率100分の4を乗じて算出した金額である。
- (4) 控除対象仕入税額(4) 0円
本件は、消費税法30条7項に規定する「事業者が当該課税期間の課税仕入れ等の税額の控除に係る帳簿及び請求書等を保存しない場合」に該当することから、同法30条1項の適用はない。
- (5) 納付すべき消費税額(5) 199万5400円
上記金額は、前記(3)の課税標準額に対する消費税額199万5400円から前記(4)の控除対象仕入税額0円を控除した金額である。
- (6) 地方消費税の課税標準となる消費税額(6) 199万5400円
上記金額は、前記(5)の納付すべき消費税額である(地方税法72条の77第2号、72条の82)。
- (7) 納付すべき譲渡割額(7) 49万8800円
上記金額は、地方税法72条の83の規定により、前記(6)の地方消費税の課税標準額199万5400円に地方消費税の税率100分の25を乗じて算出した金額(ただし、地方税法20条の4の2第3項の規定により100円未満の端数を切り捨てた後のもの)である。

4 平成18年課税期間

- (1) 課税売上高(1) 3920万1614円
上記金額は、平成18年課税期間の原告の事業所得に係る課税売上高(別表12-1「本件各課税期間の納付すべき消費税等の金額」の「平成18年課税期間」欄の順号1)である。
被告が主張する原告の平成18年分の事業所得の金額1674万9232円と原告が平成18年分所得税確定申告書に記載した事業所得の金額△335万1152円(乙7)との差額2010万0384円が、原告の事業所得に係る計上漏れの売上金額と認められることから、原告が平成18年分所得税確定申告書に記載した事業所得の収入金額1910万1230円に当該差額を加算して、平成18年課税期間の原告の事業所得に係る課税売上高を算出した(別表12-2「消費税等の課税売上額」の「平成18年課税期間」欄参照)。
- (2) 課税標準額(2) 3733万4000円
上記金額は、消費税法28条の規定により、前記(1)の課税売上高3920万1614円に、105分の100を乗じて(課税売上高に含まれる消費税等の5パーセント相当額を除外したもの)、通則法118条1項により1000円未満の端数を切り捨てた後の金額である。
- (3) 課税標準額に対する消費税額(3) 149万3360円
上記金額は、消費税法29条の規定により、前記イの課税標準額3733万4000円に消費税の税率100分の4を乗じて算出した金額である。
- (4) 控除対象仕入税額(4) 54万6822円
上記金額は、原告が処分行政庁に提出した平成18年課税期間の消費税等の確定申告書(乙9)に記載した控除対象仕入税額の金額と同額である。

- (5) 納付すべき消費税額(5) 94万6500円
上記金額は、前記(3)の課税標準額に対する消費税額149万3360円から前記(4)の控除対象仕入税額54万6822円を控除した金額である(ただし、通則法119条1項の規定により、100円未満の端数を切り捨てた後のもの)。
- (6) 地方消費税の課税標準となる消費税額(6) 94万6500円
上記金額は、前記オの納付すべき消費税額である(地方税法72条の77第2号、72条の82)。
- (7) 納付すべき譲渡割額(7) 23万6600円
上記金額は、地方税法72条の83の規定により、前記(6)の地方消費税の課税標準額94万6500円に地方消費税の税率100分の25を乗じて算出した金額(ただし、地方税法20条の4の2第3項の規定により100円未満の端数を切り捨てた後のもの)である。

本件消費税等無申告加算税各賦課決定処分の根拠

1 平成15年課税期間 17万7000円

上記金額は、通則法66条1項の規定に基づき、本件消費税等各決定処分によって、原告が納付すべきこととなった平成15年課税期間の消費税額及び地方消費税の譲渡割額の合計額192万4200円のうち、隠ぺい又は仮装に基づくとは認められない税額118万円（通則法118条3項の規定により1万円未満の端数金額を切り捨てた後のもの）に100分の15の割合を乗じて算出した金額である。

2 平成16年課税期間 4万3500円

上記金額は、通則法66条1項の規定に基づき、本件消費税等各決定処分によって、原告が納付すべきこととなった平成16年課税期間の消費税額及び地方消費税の譲渡割額の合計額123万7800円のうち、隠ぺい又は仮装に基づくとは認められない税額29万円（通則法118条3項の規定により1万円未満の端数金額を切り捨てた後のもの）に100分の15の割合を乗じて算出した金額である。

本件消費税等過少申告加算税賦課決定処分の根拠

平成 17 年課税期間

10 万 8 5 0 0 円

上記金額は、本件消費税等各更正処分によって、原告が新たに納付すべきこととなった平成 17 年課税期間の消費税額及び地方消費税の譲渡割額の合計額 220 万 3 9 0 0 円のうち隠ぺい又は仮装に基づくとは認められない税額 89 万円（通則法 118 条 3 項の規定により 1 万円未満の端数金額を切り捨てた後のもの）に、通則法 65 条 1 項の規定に基づき、100 分の 10 の割合を乗じて計算した金額 8 万 9 0 0 0 円と、同条 2 項の規定に基づき、過少申告加算税対象税額 89 万円のうち 50 万円を超える部分に相当する金額である 39 万円に 100 分の 5 の割合を乗じて計算した金額 1 万 9 5 0 0 円との合計額である。

本件消費税等重加算税各賦課決定処分の根拠

- 1 平成15年課税期間 29万2000円
上記金額は、通則法68条2項の規定に基づき、本件消費税各決定処分によって、原告が新たに納付することとなった平成15年課税期間の消費税等の額のうち、隠ぺい又は仮装に係る税額73万円（ただし、通則法118条3項の規定に基づき1万円未満の端数金額を切り捨てた後のもの。なお、新たに納付すべき税額192万4200円のうち、118万4500円については隠ぺい又は仮装に基づく税額とは認められない。）に100分の40の割合を乗じて算出した金額である。
- 2 平成16年課税期間 37万6000円
上記金額は、通則法68条2項の規定に基づき、本件消費税各決定処分によって、原告が新たに納付することとなった平成16年課税期間の消費税等の額のうち、隠ぺい又は仮装に係る税額94万円（ただし、通則法118条3項の規定に基づき1万円未満の端数金額を切り捨てた後のもの。なお、新たに納付すべき税額123万7800円のうち、29万7500円については隠ぺい又は仮装に基づく税額とは認められない。）に100分の40の割合を乗じて算出した金額である。
- 3 平成17年課税期間 45万8500円
上記金額は、通則法68条1項の規定に基づき、本件消費税各更正処分によって、原告が新たに納付することとなった平成17年課税期間の消費税等の額220万3900円のうち、隠ぺい又は仮装に係る税額131万円（ただし、通則法118条3項の規定に基づき1万円未満の端数金額を切り捨てた後のもの。なお、新たに納付すべき税額220万3900円のうち、89万円については隠ぺい又は仮装に基づく税額とは認められない。）に100分の35の割合を乗じて算出した金額である。
- 4 平成18年課税期間 28万3500円
上記金額は、通則法68条1項の規定に基づき、本件消費税各更正処分によって、原告が新たに納付することとなった平成18年課税期間の消費税等の額81万円（ただし、通則法118条3項の規定に基づき1万円未満の端数金額を切り捨てた後のもの。）に100分の35の割合を乗じて算出した金額である。

別表 1 - 1

課税の経緯（青色申告の承認）

区分	年月日	内容
青色申告取消処分	平成20年2月21日	平成12年分以降の所得税の青色申告の承認の取消処分
異議申立て	平成20年3月7日	平成12年分以降の所得税の青色申告の承認の取消処分の取消し
異議決定	平成20年6月6日	(棄却)
審査請求	平成20年6月30日	平成12年分以降の所得税の青色申告の承認の取消処分の取消し
審査裁決	平成22年3月29日	(棄却)

別表1-2

課税の経緯（所得税）

（単位：円）

区分	年月日	総所得金額	内訳		納付すべき税額	過少申告加算税額	重加算税	
			事業所得の金額	不動産所得の金額				
平成12年分	確定申告	平成13年3月15日	1,363,756	1,259,496	104,260	14,500	—	—
	更正処分及び賦課決定処分	平成20年2月21日	15,405,250	15,300,990	104,260	2,946,800	5,000	1,008,000
	異議申立て	平成20年3月7日	(全部取消し)					
	異議決定	平成20年6月6日	(棄却)					
	審査請求	平成20年6月30日	(全部取消し)					
	審査裁決	平成22年3月29日	1,363,756	1,259,496	104,260	14,500	0	0
平成13年分	確定申告	平成14年3月15日	1,270,192	339,182	931,010	1,200	—	—
	更正処分及び賦課決定処分	平成20年2月21日	13,343,100	12,312,090	1,031,010	2,307,800	5,000	787,500
	異議申立て	平成20年3月7日	(全部取消し)					
	異議決定	平成20年6月6日	(棄却)					
	審査請求	平成20年6月30日	(全部取消し)					
	審査裁決	平成22年3月29日	8,595,087	7,564,077	1,031,010	916,400	0	315,000
平成14年分	確定申告	平成15年3月17日	1,251,030	336,050	914,980	1,400	—	—
	更正処分及び賦課決定処分	平成20年2月21日	10,959,546	9,944,566	1,014,980	1,598,000	5,000	539,000
	異議申立て	平成20年3月7日	(全部取消し)					
	異議決定	平成20年6月6日	(棄却)					
	審査請求	平成20年6月30日	(全部取消し)					
	審査裁決	平成22年3月29日	8,792,367	7,777,387	1,014,980	950,700	0	329,000

(単位：円)

区分	年月日	総所得金額	内訳		納付すべき税額	過少申告加算税額	重加算税	
			事業所得の金額	不動産所得の金額				
平成15年分	確定申告	平成16年3月15日	△1,240,756	△1,749,326	508,570	0	—	—
	更正処分及び賦課決定処分	平成20年2月21日	17,749,691	17,141,121	608,570	3,631,700	—	1,270,500
	異議申立て	平成20年3月7日	(全部取消し)					
	異議決定	平成20年6月6日	(棄却)					
	審査請求	平成20年6月30日	(全部取消し)					
	審査裁決	平成22年3月29日	(棄却)					
平成16年分	確定申告	平成17年3月15日	△551,961	△1,958,383	1,406,422	0	—	—
	更正処分及び賦課決定処分	平成20年2月21日	22,701,206	21,194,784	1,506,422	5,451,800	—	1,907,500
	異議申立て	平成20年3月7日	(全部取消し)					
	異議決定	平成20年6月6日	(棄却)					
	審査請求	平成20年6月30日	(全部取消し)					
	審査裁決	平成22年3月29日	19,294,171	17,787,749	1,506,422	4,191,200	—	1,466,500
平成17年分	確定申告	平成18年3月15日	△2,865,000	△4,582,433	1,717,433	0	—	—
	更正処分及び賦課決定処分	平成20年2月21日	28,053,369	26,235,936	1,817,433	7,408,300	—	2,590,000
	異議申立て	平成20年3月7日	(全部取消し)					
	異議決定	平成20年6月6日	(棄却)					
	審査請求	平成20年6月30日	(全部取消し)					
	審査裁決	平成22年3月29日	26,276,478	24,459,045	1,817,433	6,750,800	—	2,362,500

(単位：円)

区分	年月日	総所得金額	内訳		納付すべき税額	過少申告加算税額	重加算税	
			事業所得の金額	不動産所得の金額				
平成 18 年分	確定申告	平成19年3月15日	△1,919,694	△3,351,152	1,431,458	0	—	—
	更正処分及び 賦課決定処分	平成20年2月21日	17,254,415	15,722,957	1,531,458	3,606,100	—	1,260,000
	異議申立て	平成20年3月7日	(全部取消し)					
	異議決定	平成20年6月6日	(棄却)					
	審査請求	平成20年6月30日	(全部取消し)					
	審査裁決	平成22年3月29日	(棄却)					

注：「総所得金額」欄の△印は、純損失の金額を、「事業所得の金額」欄の△印は、損失金額を示す。

別表1-3

課税の経緯（消費税等）

（単位：円）

区分	年月日	課税標準額	仕入税額 控除の額	納付すべき 消費税額	納付すべき 地方消費税額	無申告 加算税額	過少申告 加算税	重加算税		
平成 14年 課税期間	確定申告	無申告								
	決定処分及び 賦課決定処分	平成20年2月21日	34,191,000	665,144	702,400	175,600	61,500	—	180,000	
	異議申立て	平成20年3月7日	(全部取消し)							
	異議決定	平成20年6月6日	(棄却)							
	審査請求	平成20年6月30日	(全部取消し)							
	審査裁決	平成22年3月29日	0	0	0	0	0	—	0	
平成 15年 課税期間	確定申告	無申告								
	決定処分及び 賦課決定処分	平成20年2月21日	41,683,000	0	1,667,300	416,800	177,000	—	356,000	
	異議申立て	平成20年3月7日	(全部取消し)							
	異議決定	平成20年6月6日	(棄却)							
	審査請求	平成20年6月30日	(全部取消し)							
	審査裁決	平成22年3月29日	(棄却)							
平成 16年 課税期間	確定申告	無申告								
	決定処分及び 賦課決定処分	平成20年2月21日	43,312,000	612,412	1,120,000	280,000	43,500	—	440,000	
	異議申立て	平成20年3月7日	(全部取消し)							
	異議決定	平成20年6月6日	(棄却)							
	審査請求	平成20年6月30日	(全部取消し)							
	審査裁決	平成22年3月29日	40,068,000	612,412	990,300	247,500	43,500	—	376,000	

(単位：円)

区分	年月日	課税標準額	仕入税額 控除の額	納付すべき 消費税額	納付すべき 地方消費税額	無申告 加算税額	過少申告 加算税	重加算税	
平成 17 年 課 税 期 間	確定申告	平成18年3月31日	22,899,000	711,968	203,900	50,900	—	—	—
	更正処分及び 賦課決定処分	平成20年2月21日	50,869,000	0	2,034,700	508,600	—	108,500	486,500
	異議申立て	平成20年3月7日	(全部取消し)						
	異議決定	平成20年6月6日	(棄却)						
	審査請求	平成20年6月30日	(全部取消し)						
	審査裁決	平成22年3月29日	49,177,000	0	1,967,000	491,700	—	108,500	458,500
平成 18 年 課 税 期 間	確定申告	平成19年3月23日	19,379,000	546,822	228,300	57,000	—	—	—
	更正処分及び 賦課決定処分	平成20年2月21日	35,595,000	546,822	876,900	219,200	—	—	283,500
	異議申立て	平成20年3月7日	(全部取消し)						
	異議決定	平成20年6月6日	(棄却)						
	審査請求	平成20年6月30日	(全部取消し)						
	審査裁決	平成22年3月29日	(棄却)						

別表 1 - 4

本件所得税減額更正処分及び本件所得税重加算税変更決定処分の経緯

(単位：円)

区分		更正	減額更正
年月日		平成20年2月21日	平成23年8月22日
所得金額	事業所得の金額	17,141,121	13,786,221
	不動産所得の金額	608,570	608,570
	雑所得の金額	0	77,664
	総所得金額	17,749,691	14,472,455
所得控除額	社会保険料控除	329,800	329,800
	基礎控除	380,000	380,000
	計(所得控除額の計)	709,800	709,800
課税総所得金額		17,039,000	13,762,000
算出税額		3,881,700	2,898,600
定率減税額		250,000	250,000
納付すべき税額		3,631,700	2,648,600
重加算税		1,270,500	924,000

別表 1 - 5

本件消費税等減額更正処分及び本件消費税等加算税変更決定処分の経緯

(単位：円)

	区分	決定	減額更正
	年月日	平成20年2月21日	平成23年8月22日
消費税	課税標準等	41,683,000	38,487,000
	課税標準に対する消費税額	1,667,320	1,539,480
	控除対象仕入税額	0	0
	納付すべき消費税額	1,667,300	1,539,400
地方消費税	地方消費税の課税標準となる消費税額	1,667,300	1,539,400
	納付すべき譲渡割額	416,800	384,800
加算税	無申告加算税の額	177,000	177,000
	重加算税の額	356,000	292,000

別表2-1 平成13年分の事業所得の金額

(単位：円)

順号	区分		平成13年1月1日現在	平成13年12月31日現在
1	資産	預 金	822,582,464	842,516,583
2		有 価 証 券 等	1,599,332	1,599,332
3		投 資 信 託 (貸 付 信 託)	7,660,000	9,660,000
4		車 両	0	968,750
5	資 産 の 部 合 計		831,841,796	854,744,665
6	負 債 の 部 合 計		0	0
7	差 引 純 資 産 の 額 (5 - 6)		831,841,796	854,744,665
8	純 資 産 の 増 加 額 (期 末 - 期 首)			22,902,869
9	調整項目加算額	消 費 支 出		2,212,404
10		非消費支出	貸 金 庫 使 用 料	10,080
11			租 税 公 課 等	527,710
12			不動産所得に係る資本的支出	0
13	調 整 項 目 加 算 額 合 計			2,750,194
14	調整項目減算額	預 金 利 息 等		2,420,442
15		投 資 信 託 分 配 金 等		12,504
16		そ の 他 収 入		3,977,881
17		不 動 産 所 得		1,031,010
18		不動産所得に係る減価償却費		0
19	調 整 項 目 減 算 額 合 計			7,441,837
20	事 業 所 得 の 金 額 (8 + 1 3 - 1 9)			18,211,226

(注) 1 平成13年1月1日現在の資産及び負債の各残高は、平成12年12月31日現在の資産及び負債の各残高と同じである。

(注) 2 上記各区分の内訳は、別表4ないし11のとおりである。

別表2-2 平成14年分の事業所得の金額

(単位：円)

順号	区分		平成14年1月1日現在	平成14年12月31日現在
1	資産	預 金	842,516,583	842,927,391
2		有 価 証 券 等	1,599,332	596,182
3		投 資 信 託 (貸 付 信 託)	9,660,000	28,800,000
4		車 両	968,750	687,500
5	資 産 の 部 合 計		854,744,665	873,011,073
6	負 債 の 部 合 計		0	0
7	差 引 純 資 産 の 額 (5 - 6)		854,744,665	873,011,073
8	純 資 産 の 増 加 額 (期 末 - 期 首)			18,266,408
9	調整項目加算額	消 費 支 出		2,118,648
10		非消費支出	貸 金 庫 使 用 料	10,080
11			租 税 公 課 等	535,680
12			不動産所得に係る資本的支出	0
13	調 整 項 目 加 算 額 合 計			2,664,408
14	調整項目減算額	預 金 利 息 等		2,067,562
15		投 資 信 託 分 配 金 等		1,664,755
16		そ の 他 収 入		3,644,172
17		不 動 産 所 得		1,014,980
18		不動産所得に係る減価償却費		0
19	調 整 項 目 減 算 額 合 計			8,391,469
20	事 業 所 得 の 金 額 (8 + 1 3 - 1 9)			12,539,347

(注) 1 平成14年1月1日現在の資産及び負債の各残高は、平成13年12月31日現在の資産及び負債の各残高と同じである。

(注) 2 上記各区分の内訳は、別表4ないし11のとおりである。

別表2-3 平成15年分の事業所得の金額

(単位：円)

順号	区分		平成15年1月1日現在	平成15年12月31日現在
1	資産	預 金	842,927,391	699,759,000
2		有 価 証 券 等	596,182	596,182
3		投 資 信 託 (貸 付 信 託)	28,800,000	200,800,000
4		車 両	687,500	406,250
5	資 産 の 部 合 計		873,011,073	901,561,432
6	負 債 の 部 合 計		0	0
7	差 引 純 資 産 の 額 (5 - 6)		873,011,073	901,561,432
8	純 資 産 の 増 加 額 (期 末 - 期 首)			28,550,359
9	調整項目加算額	消 費 支 出		2,138,436
10		非消費支出	貸 金 庫 使 用 料	10,080
11			租 税 公 課 等	613,570
12			不動産所得に係る資本的支出	0
13	調 整 項 目 加 算 額 合 計			2,762,086
14	調整項目減算額	預 金 利 息 等		1,493,071
15		投 資 信 託 分 配 金 等		11,127,956
16		そ の 他 収 入		4,296,627
17		不 動 産 所 得		608,570
18		不動産所得に係る減価償却費		0
19	調 整 項 目 減 算 額 合 計			17,526,224
20	事 業 所 得 の 金 額 (8 + 1 3 - 1 9)			13,786,221

(注) 1 平成15年1月1日現在の資産及び負債の各残高は、平成14年12月31日現在の資産及び負債の各残高と同じである。

(注) 2 上記各区分の内訳は、別表4ないし11のとおりである。

別表2-4 平成16年分の事業所得の金額

(単位：円)

順号	区分		平成16年1月1日現在	平成16年12月31日現在
1	資産	預 金	699,759,000	705,627,728
2		有 価 証 券 等	596,182	596,182
3		投 資 信 託 (貸 付 信 託)	200,800,000	226,680,000
4		車 両	406,250	125,000
5	資 産 の 部 合 計		901,561,432	933,028,910
6	負 債 の 部 合 計		0	0
7	差 引 純 資 産 の 額 (5 - 6)		901,561,432	933,028,910
8	純 資 産 の 増 加 額 (期 末 - 期 首)			31,467,478
9	調整項目加算額	消 費 支 出		2,080,164
10		非消費支出	貸 金 庫 使 用 料	12,600
11			租 税 公 課 等	665,364
12			不動産所得に係る資本的支出	1,678,000
13	調 整 項 目 加 算 額 合 計			4,436,128
14	調整項目減算額	預 金 利 息 等		681,137
15		投 資 信 託 分 配 金 等		11,160,243
16		そ の 他 収 入		3,805,555
17		不 動 産 所 得		1,506,422
18		不動産所得に係る減価償却費		58,142
19	調 整 項 目 減 算 額 合 計			17,211,499
20	事 業 所 得 の 金 額 (8 + 13 - 19)			18,692,107

(注) 1 平成16年1月1日現在の資産及び負債の各残高は、平成15年12月31日現在の資産及び負債の各残高と同じである。

(注) 2 上記各区分の内訳は、別表4ないし11のとおりである。

別表2-5 平成17年分の事業所得の金額

(単位：円)

順号	区分		平成17年1月1日現在	平成17年12月31日現在
1	資産	預 金	705,627,728	281,450,274
2		有 価 証 券 等	596,182	479,688,001
3		投 資 信 託 (貸 付 信 託)	226,680,000	226,680,000
4		車 両	125,000	62,500
5	資 産 の 部 合 計		933,028,910	987,880,775
6	負 債 の 部 合 計		0	0
7	差 引 純 資 産 の 額 (5 - 6)		933,028,910	987,880,775
8	純 資 産 の 増 加 額 (期 末 - 期 首)			54,851,865
9	調整項目加算額	消 費 支 出		2,133,972
10		非消費支出	貸 金 庫 使 用 料	12,600
11			固 定 資 産 税 等	600,873
12			不 動 産 所 得 に 係 る 資 本 的 支 出	0
13	調 整 項 目 加 算 額 合 計			2,747,445
14	調整項目減算額	預 金 利 息 等		1,270,592
15		投 資 信 託 分 配 金 等		13,781,877
16		そ の 他 収 入		15,427,095
17		不 動 産 所 得		1,817,433
18		不 動 産 所 得 に 係 る 減 価 償 却 費		99,672
19	調 整 項 目 減 算 額 合 計			32,396,669
20	事 業 所 得 の 金 額 (8 + 13 - 19)			25,202,641

(注) 1 平成17年1月1日現在の資産及び負債の各残高は、平成16年12月31日現在の資産及び負債の各残高と同じである。

(注) 2 上記各区分の内訳は、別表4ないし11のとおりである。

別表2-6 平成18年分の事業所得の金額

(単位：円)

順号	区分		平成18年1月1日現在	平成18年12月31日現在
1	資産	預 金	281,450,274	118,284,362
2		有 価 証 券 等	479,688,001	526,955,187
3		投 資 信 託 (貸 付 信 託)	226,680,000	377,730,000
4		車 両	62,500	62,500
5	資 産 の 部 合 計		987,880,775	1,023,032,049
6	負 債 の 部 合 計		0	0
7	差 引 純 資 産 の 額 (5 - 6)		987,880,775	1,023,032,049
8	純 資 産 の 増 加 額 (期 末 - 期 首)			35,151,274
9	調整項目加算額	消 費 支 出		1,968,888
10		非消費支出	貸 金 庫 使 用 料	12,600
11			租 税 公 課 等	586,268
12			不動産所得に係る資本的支出	432,000
13	調 整 項 目 加 算 額 合 計			2,999,756
14	調整項目減算額	預 金 利 息 等		552,226
15		投 資 信 託 分 配 金 等		14,994,536
16		そ の 他 収 入		4,221,768
17		不 動 産 所 得		1,531,458
18		不 動 産 所 得 に 係 る 減 価 償 却 費		101,810
19	調 整 項 目 減 算 額 合 計			21,401,798
20	事 業 所 得 の 金 額 (8 + 13 - 19)			16,749,232

(注) 1 平成18年1月1日現在の資産及び負債の各残高は、平成17年12月31日現在の資産及び負債の各残高と同じである。

(注) 2 上記各区分の内訳は、別表4ないし11のとおりである。

別表3 預金残高

(単位：円)

順号	取引銀行等	名義人	種類	口座番号	平成12年12月31日現在	平成13年12月31日現在	平成14年12月31日現在	平成15年12月31日現在	平成16年12月31日現在	平成17年12月31日現在	平成18年12月31日現在
1	K信用金庫 西川口支店	甲	普通			3	2,002,778	2,003,035	22,355	83,176	156,878
2	K信用金庫 西川口支店	甲	普通		862,058	112,853	1,442,600	1,230,027	2,163,751	31,216	12,813
3	K信用金庫 西川口支店	甲	普通		240,211	243,302	388,454	494,418	128,377	18,212	55,864
4	K信用金庫 西川口支店	甲	普通		13	13	13	13	13	13	13
5	X銀行 西川口支店	甲	普通								1,000
6	U銀行上野(旧上 野中央)支店	甲	普通		15,450	15,506	17,226	18,923	20,676	24,072	28,310
7	S銀行 浦和支店	甲	普通		36,490	42,567	50	50	50	240,601	31,516,651
8	E信用金庫 本店営業部	甲	普通		1,356,713	245,836	3,976,796	2,987,433	4,451,578	262,826	152,633
9	L信用金庫 西川口支店	甲	普通		△381,518	575,291	585,843	733,725	747,125	189,666	168,977
10	L信用金庫 西川口支店	甲	貯蓄					3,533,027	3,913,149	23,547	23,550
11	L信用金庫 西川口支店	W代表甲	納準							2,195	27,398
12	L信用金庫 池袋支店	甲 別口	普通					8,021			
13	Y銀行 浦和支店	甲	普通				1,613,980	2,890,037	2,885,358	20,169	17,335
14	Y銀行 浦和支店	甲	普通					0	433	542	542
15	T銀行 (n)	甲	普通		641,263	658,861	19,251	1,702,215	3,793,360	668,249	2,088
16	K信用金庫 西川口支店	甲	定積		50,000	120,000					

順号	取引銀行等	名義人	種類	口座番号	平成12年12月31日現在	平成13年12月31日現在	平成14年12月31日現在	平成15年12月31日現在	平成16年12月31日現在	平成17年12月31日現在	平成18年12月31日現在
17	K信用金庫 西川口支店	甲	定積				160,000				
18	K信用金庫 西川口支店	甲	定積					20,000	20,000	20,000	20,000
19	L信用金庫 西川口支店	甲	定期		503,293	503,897	504,058	504,180	504,302		
20	L信用金庫 西川口支店	甲	定期		200,192	200,384	200,464	200,528	200,576	200,624	200,672
21	L信用金庫 西川口支店	甲	定期		12,686,638	12,730,334					
22	L信用金庫 西川口支店	甲	定期				12,749,537	12,755,661			
23	L信用金庫 西川口支店	甲	定期		18,475,160						
24	L信用金庫 西川口支店	甲	定積		660,000						
25	L信用金庫 西川口支店	甲	定積			120,000	380,000	380,000			
26	L信用金庫 池袋支店	甲	定期		140,967,792						
27	L信用金庫 池袋支店	甲	定期			141,480,822					
28	L信用金庫 池袋支店	甲	定期				141,711,907				
29	L信用金庫 池袋支店	甲	定期					141,796,236			
30	L信用金庫 池袋支店	甲	定期						141,952,148		
31	L信用金庫 池袋支店	甲	定期		80,064,527						
32	L信用金庫 池袋支店	甲	定期			80,261,285					
33	L信用金庫 池袋支店	甲	定期				80,460,092				

順号	取引銀行等	名義人	種類	口座番号	平成12年12月31日現在	平成13年12月31日現在	平成14年12月31日現在	平成15年12月31日現在	平成16年12月31日現在	平成17年12月31日現在	平成18年12月31日現在
34	S銀行 浦和支店	甲	定期				7,704,937	7,704,937	7,773,114	200,000,000	0
35	Y銀行 浦和支店	甲	定期			10,000,000					
36	Y銀行 浦和支店	甲	定期			18,536,893					
37	Y銀行 浦和支店	甲	定期				10,000,000				
38	Y銀行 浦和支店	甲	定期					10,040,225			
39	Y銀行 浦和支店	甲	定期						10,048,500		
40	Y銀行 浦和支店	甲	定期					13,000,000	13,000,000		
41	Y銀行浦和支店 (Z生命保険)	甲	定期					50,000,000	50,000,000	50,000,000	50,000,000
42	Y銀行浦和支店 (a)	甲	定期						5,000,000	5,000,000	5,000,000
43	Y銀行浦和支店 (a)	甲	定期							13,000,000	13,000,000
44	U銀行 西川口支店	甲	定期				10,000,000	10,003,225	10,005,634		
45	T銀行	甲	定期				300,000	1,100,000	1,100,000	300,000	
46	L信用金庫 西川口支店	乙	普通		618	211,302	19,182	1,226,723	1,832,188		
47	Y銀行 浦和支店	乙	普通		36,176	171,736	170,604	169,271	169,339		
48	Y銀行 浦和支店	乙	普通		5,134	5,166	6,092	6,092	6,092	6,092	6,092
49	L信用金庫 西川口支店	乙	定積		160,000	270,000					
50	Y銀行浦和(旧西 川口)支店	乙	定期			5,000,000					

順号	取引銀行等	名義人	種類	口座番号	平成12年12月31日現在	平成13年12月31日現在	平成14年12月31日現在	平成15年12月31日現在	平成16年12月31日現在	平成17年12月31日現在	平成18年12月31日現在
51	Y銀行浦和(旧西川口)支店	乙	定期			5,000,000					
52	Y銀行浦和支店	丙	当座		46,753	50,253	29,416	12,811	41,828	41,828	41,828
53	U銀行西川口支店	丙	普通		975,422	2,110,162	6,578,163	2,423,736	3,321,888	7,855,293	17,389,174
54	X銀行西川口支店	丁	普通		42,414	41,124	39,818	38,507	858,509	57,587	57,591
55	L信用金庫西川口支店	丁	普通		1,022,551	712,345	2,647,470				
56	Y銀行浦和支店	丁	普通		12,787	1,006,639	16,523	6,265	6,005	5,745	5,485
57	K信用金庫西川口支店	丁	定期		60,000,000						
58	K信用金庫西川口支店	丁	定期		66,084,405	66,310,510	66,485,832	66,653,547	66,734,189		
59	K信用金庫西川口支店	丁	定期		184,129,859	184,625,947					
60	K信用金庫西川口支店	丁	定期		174,129,859	174,599,005	175,064,122	175,505,734	175,718,072		
61	K信用金庫西川口支店	丁	定期			50,205,288	50,338,030				
62	K信用金庫西川口支店	丁	定期				185,117,775	185,584,747	185,809,280		
63	L信用金庫西川口支店	丁	定期		300,288	300,649	300,770				
64	Y銀行浦和(旧西川口)支店	丁	定期		1,000,000						
65	K信用金庫西川口支店	戊	普通		606	606	606	606	606	26,606	26,609
66	L信用金庫西川口支店	戊	普通		5,400	11,591	11,591	11,591	11,591	11,591	11,592
67	K信用金庫西川口支店	F	普通		8,648	8,653	7,441,364	5,013,454	10,387,642	358,984	361,267

順号	取引銀行等	名義人	種類	口座番号	平成12年12月31日現在	平成13年12月31日現在	平成14年12月31日現在	平成15年12月31日現在	平成16年12月31日現在	平成17年12月31日現在	平成18年12月31日現在
68	K信用金庫 西川口支店	F	定期						3,000,000	3,001,440	
69	K信用金庫 西川口支店	G	普通		2,880,342	5,000,735					
70	K信用金庫 西川口支店	H	普通		1,310,693	6,782,762					
71	K信用金庫 西川口支店	I	定期		36,025,408	36,118,830	36,215,050				
72	K信用金庫 西川口支店	J	定期		38,026,819	38,125,433	38,226,997				
合計					822,582,464	842,516,583	842,927,391	699,759,000	705,627,728	281,450,274	118,284,362

別表4 有価証券等残高

(単位：円)

順号	取引銀行等	名義人	平成12年12月31日現在	平成13年12月31日現在	平成14年12月31日現在	平成15年12月31日現在	平成16年12月31日現在	平成17年12月31日現在	平成18年12月31日現在
1	b証券 赤羽支店	甲						267,646,962	273,510,481
2	d証券浦和支店	甲	599,332	599,332	596,182	596,182	596,182	596,182	596,182
3	e証券川口支店	甲	1,000,000	1,000,000					
4	e証券赤羽支店	甲						211,444,857	252,848,524
合計			1,599,332	1,559,332	596,182	596,182	596,182	479,688,001	526,955,187

別表5 投資信託（貸付信託）残高

(単位：円)

順号	取引銀行等	名義人	平成12年12月31日現在	平成13年12月31日現在	平成14年12月31日現在	平成15年12月31日現在	平成16年12月31日現在	平成17年12月31日現在	平成18年12月31日現在
1	K信用金庫 西川口支店	甲		2,000,000			2,000,000	2,000,000	2,000,000
2	Y銀行 浦和支店	甲			28,800,000	200,800,000	224,680,000	224,680,000	224,680,000
3	S銀行 浦和支店	甲	7,660,000	7,660,000					
4	S銀行 浦和支店	甲							151,050,000
合計			7,660,000	9,660,000	28,800,000	200,800,000	226,680,000	226,680,000	377,730,000

別表6 車両の残高

(単位：円)

資産の名称	取得年月	平成13年12月31日現在	平成14年12月31日現在	平成15年12月31日現在	平成16年12月31日現在	平成17年12月31日現在	平成18年12月31日現在
車両	平13.1	1,250,000	968,750	687,500	406,250	125,000	62,500
減価償却費		281,250	281,250	281,250	281,250	62,500	0
期末残高		968,750	687,500	406,250	125,000	62,500	62,500

(注) 上記資産は、耐用年数4年(償却率0.25)により算出している。

別表7 消費支出

(単位：円)

	項目	平成13年分	平成14年分	平成15年分	平成16年分	平成17年分	平成18年分	摘要
①	消費支出	184,367	176,554	178,203	173,347	177,831	164,074	(注)
②	月数	12	12	12	12	12	12	
	生活費の額(①×②)	2,212,404	2,118,648	2,138,436	2,080,164	2,133,972	1,968,888	

(注) 総務省統計局発行「家計調査年報〈単身世帯〉」第3表「都市階級・地方別1世帯当たり年平均1か月間の収入と支出〈中都市〉」の額である。

別表8 預金等利息受領額

(単位：円)

順号	取引銀行等	名義人	種類	口座番号	平成13年分	平成14年分	平成15年分	平成16年分	平成17年分	平成18年分
1	K信用金庫 西川口支店	甲	普通		3	21	17	16		18
2	K信用金庫 西川口支店	甲	普通		388	59	23	11	17	3
3	K信用金庫 西川口支店	甲	普通		181	38	2	1		17
4	K信用金庫 西川口支店	甲	普通							
5	X銀行 西川口支店	甲	普通							
6	U銀行 上野(旧上野中央)支店	甲	普通		8	2				2
7	S銀行 浦和支店	甲	普通		21	6			258	49
8	E信用金庫 本店営業部	甲	普通		633	45	27	25	24	32
9	L信用金庫 西川口支店	甲	普通		90	22	3	8	4	25
10	L信用金庫 西川口支店	甲	貯蓄					116	71	3
11	L信用金庫 西川口支店	W代表甲	納準							3
12	L信用金庫 池袋支店	甲 別口	普通				49			
13	Y銀行 浦和支店	甲	普通			59	373	467	216	16
14	Y銀行 浦和支店	甲	普通					433	109	
15	T銀行 (n)	甲	普通		365	82	38	47	113	6
16	K信用金庫 西川口支店	甲	定積			130				

順号	取引銀行等	名義人	種類	口座番号	平成13年分	平成14年分	平成15年分	平成16年分	平成17年分	平成18年分
17	K信用金庫 西川口支店	甲	定積				65			
18	K信用金庫 西川口支店	甲	定積							
19	L信用金庫 西川口支店	甲	定期		604	161	122	122	1	
20	L信用金庫 西川口支店	甲	定期		192	80	64	48	48	48
21	L信用金庫 西川口支店	甲	定期		43,696	19,203				
22	L信用金庫 西川口支店	甲	定期				6,124	2,546		
23	L信用金庫 西川口支店	甲	定期					1,031		
24	L信用金庫 西川口支店	甲	定期		61,733					
25	L信用金庫 西川口支店	甲	定積		4,455					
26	L信用金庫 西川口支店	甲	定積					6		
27	L信用金庫 池袋支店	甲	定期		513,030					
28	L信用金庫 池袋支店	甲	定期			231,085				
29	L信用金庫 池袋支店	甲	定期				84,329			
30	L信用金庫 池袋支店	甲	定期					147,891		
31	L信用金庫 池袋支店	甲	定期						113,563	
32	L信用金庫 池袋支店	甲	定期		196,758					
33	L信用金庫 池袋支店	甲	定期			198,807				

順号	取引銀行等	名義人	種類	口座番号	平成13年分	平成14年分	平成15年分	平成16年分	平成17年分	平成18年分
34	L信用金庫 池袋支店	甲	定期				47,880			
35	S銀行 浦和支店	甲	定期						109,410	549,993
36	Y銀行 浦和支店	甲	定期			44,000				
37	Y銀行 浦和支店	甲	定期			81,563				
38	Y銀行 浦和支店	甲	定期				40,225			
39	Y銀行 浦和支店	甲	定期					8,275		
40	Y銀行 浦和支店	甲	定期						8,094	
41	Y銀行 浦和支店	甲	定期							
42	Y銀行浦和支店 (Z生命保険)	甲	定期							
43	Y銀行浦和支店 (a)	甲	定期							
44	Y銀行浦和支店 (a)	甲	定期							
45	U銀行 西川口支店	甲	定期				3,225	2,409	2,404	
46	T銀行	甲	定期						827	840
47	L信用金庫 西川口支店	乙	普通		194	15	4	15	7	
48	Y銀行 浦和支店	乙	普通		60	68	67	68	54	
49	Y銀行 浦和支店	乙	普通		32					
50	L信用金庫 西川口支店	乙	定期			5				

順号	取引銀行等	名義人	種類	口座番号	平成13年分	平成14年分	平成15年分	平成16年分	平成17年分	平成18年分
51	Y銀行 浦和（旧西川口）支店	乙	定期			13,624				
52	Y銀行 浦和（旧西川口）支店	乙	定期			13,492				
53	Y銀行 浦和支店	丙	当座							
54	U銀行 西川口支店	丙	普通		534	1,020	28	22	53	320
55	X銀行 西川口支店	丁	普通		22	6	1	2	11	4
56	L信用金庫 西川口支店	丁	普通		675	117	26			
57	Y銀行 浦和支店	丁	普通		20	144	2			
58	K信用金庫 西川口支店	丁	定期		205,285					
59	K信用金庫 西川口支店	丁	定期		226,105	175,322	167,715	80,642	161,092	
60	K信用金庫 西川口支店	丁	定期		496,088	491,828				
61	K信用金庫 西川口支店	丁	定期		469,146	465,117	441,612	212,338	424,169	
62	K信用金庫 西川口支店	丁	定期			132,742	79,984			
63	K信用金庫 西川口支店	丁	定期				466,972	224,533	448,530	
64	L信用金庫 西川口支店	丁	定期		361	121	73			
65	Y銀行 浦和（旧西川口）支店	丁	定期		4,092					
66	K信用金庫 西川口支店	戊	普通							3
67	L信用金庫 西川口支店	戊	普通		191					1

順号	取引銀行等	名義人	種類	口座番号	平成13年分	平成14年分	平成15年分	平成16年分	平成17年分	平成18年分
68	K信用金庫 西川口支店	F	普通		5	16	47	65	77	43
69	K信用金庫 西川口支店	F	定期						1,440	800
70	K信用金庫 西川口支店	G	普通		1,598	389				
71	K信用金庫 西川口支店	H	普通		1,841	389				
72	K信用金庫 西川口支店	I	定期		93,422	96,220	57,544			
73	K信用金庫 西川口支店	J	定期		98,614	101,564	45,556			
74	K信用金庫 西川口支店	J	定期				50,874			
合計					2,420,442	2,067,562	1,493,071	681,137	1,270,592	552,226

別表9 投資信託分配金等受領額

(単位：円)

順号	取引銀行等	種類	平成13年分	平成14年分	平成15年分	平成16年分	平成17年分	平成18年分
1	K信用金庫 西川口支店	投資信託分配金			240	19,304	153,176	253,684
2	K信用金庫 西川口支店	ファンド利息		2,754				
3	K信用金庫 西川口支店	配当金			2,835	14,332		
4	E信用金庫 本店営業部	配当金						10,936
5	S銀行 浦和支店	投資信託分配金						1,366,309
6	S銀行 浦和支店	投資信託 キャッシュバック						203,000
7	S銀行 浦和支店	mシュウエキ 貸付信託	6,056	2,414				
8	Y銀行 浦和支店	投資信託分配金		1,655,349	11,123,184	11,124,854	11,618,830	11,618,830
9	U銀行 上野中央支店	配当金	48	48	27	83	56	61
10	L信用金庫 西川口支店	配当金		2,520	0			
11	b証券 赤羽支店	利金					634,704	863,519
12	b証券 赤羽支店	譲渡益					518,392	
13	b証券 赤羽支店	為替差益					853,379	
14	d証券浦和支店	分配金		1,670	1,670	1,670	3,340	4,175
15	e証券川口支店	利金・分配金	6,400					
16	e証券赤羽支店	利金・分配金						674,022

順号	取引銀行等	種類	平成13年分	平成14年分	平成15年分	平成16年分	平成17年分	平成18年分
		合計	12,504	1,664,755	11,127,956	11,160,243	13,781,877	14,994,536

別表 1 0 その他の収入

(単位：円)

順号	支払者等	平成13年分	平成14年分	平成15年分	平成16年分	平成17年分	平成18年分
1	f 互助会						7,400
2	県民共済	26,400	3,664	13,701	13,008	25,485	20,535
3	川口市 高齢者福祉課				10,000		
4	国民健康保険					10,327	
5	g (●●補償)	94,248			91,449		
6	保険金収入					10,656,507	
7	公的年金収入	1,164,823	1,148,098	1,137,048	1,139,448	1,151,948	1,132,073
8	個人年金等	2,692,410	2,492,410	3,145,878	2,551,650	3,582,828	3,061,760
	合計	3,977,881	3,644,172	4,296,627	3,805,555	15,427,095	4,221,768

別表 1 1 本件各係争年分の所得税の額

(単位：円)

項目		平成13年分	平成14年分	平成15年分	平成16年分	平成17年分	平成18年分
事業所得の金額	①	18,211,226	12,539,347	13,786,221	18,692,107	25,202,641	16,749,232
不動産所得の金額	②	1,031,010	1,014,980	608,570	1,506,422	1,817,433	1,531,458
雑所得の金額	③	67,000	67,000	77,664	82,996	936,375	82,996
総所得金額	④	19,309,236	13,621,327	14,472,455	20,281,525	27,956,449	18,363,686
所得金額から差し引かれる金額	医療費控除	⑤	82,465		68,500		
	社会保険料控除	⑥	201,600	272,200	329,800	180,700	283,625
	生命保険料控除	⑦	50,000	44,230			50,000
	損害保険料控除	⑧	3,000	3,000			3,000
	基礎控除	⑨	380,000	380,000	380,000	380,000	380,000
	所得控除額の計	⑩	717,065	699,430	709,800	629,200	624,600
課税総所得金額 (④－⑩)	⑪	18,592,000	12,921,000	13,762,000	19,652,000	27,331,000	17,647,000
算出税額	⑫	4,389,040	2,646,300	2,898,600	4,781,240	7,622,470	4,064,100
定率減税額	⑬	250,000	250,000	250,000	250,000	250,000	125,000
納付すべき税額 (⑫－⑬)	⑭	4,139,000	2,396,300	2,648,600	4,531,200	7,372,400	3,939,100

別表12-1 本件各課税期間の納付すべき消費税等の金額

(単位：円)

区分		平成15年 課税期間	平成16年 課税期間	平成17年 課税期間	平成18年 課税期間	
消費税	課税売上高（税込み）	1	40,412,397	42,975,854	52,379,544	39,201,614
	課税標準等 （ $1 \times 100 / 105$ ）	2	38,487,000	40,929,000	49,885,000	37,334,000
	課税標準に対する消費税額 （ $2 \times 4 / 100$ ）	3	1,539,480	1,637,160	1,995,400	1,493,360
	控除対象仕入税額	4	0	612,412	0	546,822
	納付すべき消費税額	5	1,539,400	1,024,700	1,995,400	946,500
地方消費税	地方消費税の課税標準 となる消費税額	6	1,539,400	1,024,700	1,995,400	946,500
	納付すべき譲渡割額 （ $6 \times 25 / 100$ ）	7	384,800	256,100	498,800	236,600

別表12-2 消費税の課税売上額

(単位：円)

区分		平成13年 課税期間	平成14年 課税期間	平成15年 課税期間	平成16年 課税期間	平成17年 課税期間	平成18年 課税期間	
事業所得の金額		1	18,211,226	12,539,347	13,786,221	18,692,107	25,202,641	16,749,232
申告額	事業所得金額（申告額）	2	339,182	336,050	△1,749,326	△1,958,383	△4,582,433	△3,351,152
	収入金額（申告額）	3	27,893,430	26,292,750	24,876,850	22,325,364	22,594,470	19,101,230
事業所得の課税売上額 （ $1 - 2 + 3$ ）		4	45,765,474	38,496,047	40,412,397	42,975,854	52,379,544	39,201,614

認定損益計算分析表

申告状況（各年分の所得税青色申告決算書（一般用）より作成）

（金額単位は円）

	12年分	13年分	14年分	15年分	16年分	17年分	18年分	合計
売上金	29,360,600	27,893,430	26,292,750	24,876,850	22,325,364	22,594,470	19,101,230	172,444,694
売上原価	9,617,970	10,202,747	11,052,172	11,660,975	9,897,723	11,611,345	8,911,752	72,954,684
原価率	0.328	0.366	0.420	0.469	0.443	0.514	0.467	0.423
差益率	0.672	0.634	0.580	0.531	0.557	0.486	0.533	0.577
水道料	1,288,119	1,920,760	611,500	1,393,154	1,218,295	1,381,640	801,019	8,614,487
給与賃金	8,285,880	8,958,590	8,012,800	7,490,360	7,490,360	8,754,000	7,872,000	56,863,990
外注工賃	2,274,430	111,027	690,300	1,091,200	961,800	408,000	203,240	5,739,997
地代家賃	1,452,490	1,615,562	1,473,250	1,281,150	1,234,200	1,379,250	1,408,059	9,843,961
所得金額	1,359,496	339,182	336,050	△1,749,326	△1,958,383	△4,582,433	△3,351,152	△9,606,566
所得率	0.046	0.012	0.013	△0.070	△0.088	△0.203	△0.175	△0.056
1日@売上高	151,343	143,781	135,530	128,231	115,079	116,466	98,460	126,984
1日@売上個数	232.8	221.2	208.5	197.3	177.0	179.2	151.5	195.4

更正処分の状況

（金額単位は円）

	12年分	13年分	14年分	15年分	16年分	17年分	18年分	合計
売上金	44,630,977	42,246,448	37,374,541	44,352,255	47,071,496	54,449,893	40,057,436	310,183,046
売上原価	9,617,970	10,202,747	11,052,172	11,660,975	9,897,723	11,611,345	8,911,752	72,954,684
原価率	0.215	0.242	0.296	0.263	0.210	0.213	0.222	0.235
差益率	0.785	0.758	0.704	0.737	0.790	0.787	0.778	0.765
水道料	1,288,119	1,920,760	611,500	1,393,154	1,218,295	1,381,640	801,019	8,614,487
給与賃金	8,285,880	8,958,590	8,012,800	7,490,360	7,490,360	8,754,000	7,872,000	56,863,990
外注工賃	2,274,430	111,027	690,300	1,091,200	961,800	408,000	203,240	5,739,997
地代家賃	1,452,490	1,615,562	1,473,250	1,281,150	1,234,200	1,379,250	1,408,059	9,843,961
所得金額	16,629,873	14,692,200	11,417,841	17,726,079	22,787,749	27,272,990	17,605,054	128,131,786
所得率	0.373	0.348	0.305	0.400	0.484	0.501	0.439	0.413
1日@売上	230,057	217,765	192,652	228,620	242,637	280,670	206,482	228,412
1日@売上数	383.4	362.9	321.1	381.0	404.4	467.8	344.1	380.7

「1日当たりの売上金額の算出方法」1年間の稼働日数を194日（H14～18年の平均日数）として計算した。

「1日当たりの売上数の算出方法」1杯@600円と認定し計算した。

甲・W 適正原価率による推計売上高及び推計所得金額の算定

	平成12年	比率	平成13年	比率	平成14年	比率	平成15年	比率	平成16年	比率	平成17年	比率	平成18年	比率	比率説明
申告売上高	29,360,600		27,893,430		26,292,750		24,876,850		22,325,364		22,594,470		19,101,230		
売上原価	9,617,970	0.33	10,202,747	0.37	11,052,172	0.42	11,660,975	0.47	9,897,723	0.44	11,611,345	0.51	8,911,752	0.47	原価率
差引	19,742,630	0.67	17,690,683	0.63	15,240,578	0.58	13,215,875	0.53	12,427,641	0.56	10,983,125	0.49	10,189,478	0.53	差益率
経費															
租税公課	156,000		240,230		39,050		125,430		105,300		34,500		289,300		租税公課率
荷造運賃	700,500	0.02	602,500	0.02	217,250	0.01		0.00		0.00	1,840	0.00	1,800	0.00	荷造運賃率
水道光熱費	1,288,119	0.04	1,920,760	0.07	611,500	0.02	1,393,154	0.06	1,218,295	0.05	1,381,640	0.06	801,019	0.04	水道光熱費率
旅費交通費		0.00	390,410	0.01	1,224,723	0.05	914,460	0.04	920,590	0.04	1,017,160	0.05	950,823	0.05	旅費交通費率
通信費	120,682	0.00	116,930	0.00	22,911	0.00	89,299	0.00	78,250	0.00	92,870	0.00	89,289	0.00	通信費率
広告宣伝費					8,410		8,410		8,500						広告宣伝費率
接待交際費	571,784	0.02	239,525	0.01	296,115	0.01	256,885	0.01	244,305	0.01	305,270	0.01	235,681	0.01	接待交際費率
損害保険料	21,000	0.00		0.00	135,360	0.01	99,340	0.00	99,300	0.00		0.00	9,000	0.00	損害保険料率
修繕費	375,549	0.01	299,097	0.01	81,191	0.00	218,613	0.01	361,087	0.02	74,246	0.00	203,646	0.01	修繕費率
消耗品費	859,676	0.03	1,307,451	0.05	516,461	0.02	448,263	0.02	296,074	0.01	908,840	0.04	694,877	0.04	消耗品費率
減価償却費			281,250	0.01	281,250	0.01	281,250	0.01	281,250	0.01	281,250	0.01			減価償却費率
福利厚生費	414,067	0.01	512,551	0.02	164,105	0.01	406,577	0.02	425,061	0.02	134,341	0.01	57,770	0.00	福利厚生費率
給料賃金	8,285,880	0.28	8,958,590	0.32	8,012,800	0.30	7,490,360	0.30	7,490,360	0.34	8,754,000	0.39	7,872,000	0.41	給料賃金率
賞与		0.00		0.00		0.00		0.00		0.00		0.00		0.00	賞与率
外注工賃	2,274,430	0.08	111,027	0.00	690,300	0.03	1,091,200	0.04	961,800	0.04	408,000	0.02	203,240	0.01	外注工賃率
利子割引料	598,326	1.44		0.00		0.00		0.00		0.00		0.00		0.00	利子割引料率
地代家賃	1,452,490	0.05	1,615,562	0.06	1,473,250	0.06	1,281,150	0.05	1,234,200	0.06	1,379,250	0.06	1,408,059	0.07	地代家賃率
支払手数料	215,620	0.01	222,331	0.01	348,000	0.01	270,000	0.01	153,000	0.01	412,972	0.02	416,000	0.02	支払手数料率
諸会費		0.00		0.00	113,700	0.00	70,700	0.00	70,700	0.00	20,500	0.00	24,000	0.00	諸会費率
会議費		0.00		0.00		0.00		0.00		0.00		0.00		0.00	会議費率
事務用品費		0.00		0.00	57,316	0.00	59,407	0.00	48,951	0.00	12,379	0.00	7,668	0.00	事務用品費率
荷造包装費													4,000		荷造包装費率
盗難損															盗難損率
リース料															リース料率
雑費	1,049,011	0.04	533,287	0.02	610,836	0.02	460,703	0.02	389,001	0.02	346,500	0.02	272,458	0.01	雑費率
経費計	18,383,134	0.63	17,351,501	0.62	14,904,528	0.57	14,965,201	0.60	14,386,024	0.64	15,565,558	0.69	13,540,630	0.71	経費率
青色控除前所得	1,359,496	0.05	339,182	0.01	336,050	0.01	△1,749,326	-0.07	△1,958,383	-0.09	△4,582,433	-0.20	△3,351,152	-0.18	所得率
青色控除	100,000														
①申告所得金額	1,259,496		339,182		336,050		△1,749,326		△1,958,383		△4,582,433		△3,351,152		
原価率35%による推計売上高	27,479,914		29,150,706		31,577,634		33,317,071		28,279,209		33,175,271		25,462,149		
売上原価	9,617,970		10,202,747		11,052,172		11,660,975		9,897,723		11,611,345		8,911,752		
経費(実額)	18,383,134		17,351,501		14,904,528		14,965,201		14,386,024		15,565,558		13,540,630		<H13～18年分合計>
②推計所得金額	-521,190		1,596,458		5,620,934		6,690,895		3,995,462		5,998,368		3,009,767		26,911,884
②-①:増差額	※是認		1,257,276		5,284,884		8,440,221		5,953,845		10,580,801		6,360,919		37,877,946

※平成12年は、推計所得が上記のようにマイナスになるが、納税者は申告所得を1,259,496円としているので、これを是認する。